



第三に、施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとしております。なお、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとしており、これに伴う必要な経過措置について定めるとともに、所要の規定の整備を行うものとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。牧山ひろえ君。

(牧山ひろえ君登壇、拍手)

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会・希望の会の牧山ひろえです。

会派を代表して、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に関する質問いたします。

冒頭、櫻田前オリンピック・バラリンピック担当大臣の辞任に触れないわけにはまいりません。

一々挙げれば切りがない、これまでの数々の失言に加え、復興より議員が大事という暴言は全くもつて論外です。不見識極まりなく、辞任は当然だと、この議場におられる全員が全員、思つておられると思います。被災された皆様、復興に携わる全ての人々を愚弄した罪は、万死に値します。櫻田氏には、二度と復興について口にしていただきたくありませんし、オリンピック・バラリン

ピックには今後一切関わっていただきたくありません。

何より大問題なのは、その櫻田氏の繰り返される失言、暴言を一顧だにせず、なぜかかばいにかばい続けた安倍内閣総理大臣です。任命責任など当たり前です。任命責任があると自らおっしゃるのであれば、口先だけではなく、その全ての責任を具体的に取つていただきなければなりません。

されど、口先だけではなく、その全ての責任を具体的に取つていただきなければなりません。

総理はこの櫻田前大臣を適任だと言ひ募つてしまましたが、いかなる根拠をもつて適任と考えておられたのか、我々には全く理解できませんでした。櫻田前大臣が適任だと主張し続けた根拠は何なのでしょうか。

これまで守つてきた櫻田前大臣について、総理は今回、一転して辞任を認めました。数多くの妄言、失言があり、辞任のタイミングはこれまでにも多くあつたにもかかわらず辞任を認めず、今回は適任ではないと判断した根拠をお答えください。

次に、そんたく道路なる言葉を生み出した塚田前国土交通副大臣について伺います。

塚田前副大臣の発言は、予算措置を利益誘導にて、総理は当初、発言の詳細を承知していない、本人が撤回し謝罪したので、説明責任を果たせばよいと決算委員会で答弁していました。なぜ、発言の詳細を承知していないのに、当初は続投させようとしたのでしょうか。

その後、安倍総理は一転して塚田前副大臣の辞任を認めましたが、何が変わったのでしょうか。

#### 趣旨説明)

相変わらず発言の詳細を知らないまま辞任を認めたのでしょうか。塚田前副大臣の発言の何が問題と考え、辞任届を受理したのでしょうか。当初の姿勢からの違いも併せ、明確にお答えください。

塚田前副大臣は発言を撤回しましたが、そんな疑惑は解消されていません。国土交通省が公開した、吉田参議院議員、大家参議院議員が塚田副大臣に陳情に行つた際の報告メールを見れば、そ

んなことがあつたと考えるのが普通です。単にそんたくはなかつたと言つても、国民の納得は得られないのです。やはり、そんたくがあつたのかどうか、きちんと調査すべきです。

複数の省庁にまたがる問題もあり、是非、安倍総理のリーダーシップを期待したいと考えます。総理、調査されますでしょうか。

吉田参議院議員と大家参議院議員は、塚田前副大臣にお願いに行く前に麻生副総理にもお願いに行つておられます。国土交通省は正直に面談の様子についてメモを出しましたが、財務省は面談記録がなく、同席していた秘書官は麻生財務大臣がどのような発言をしたか記憶がないと言います。始末です。

森友学園問題で、公文書改ざんという日本の歴史あり得ない罪を犯した財務省です。行政プロセスの透明化に向けてきちんと記録を取り、公文書を整理するのが当たり前です。しかし、信じられないことに、そんたく道路については、またも記録がない、記憶がない。これで財務省は反省していると言えません。財務省が面会記録すら残していないことを、総理は適切とお考えなのでしょうか。

公文書改ざんという重大な罪を犯したにもかかわらず、麻生大臣は居座り続けています。図らずも、今回の記録も記憶もないという対応を見れ

ば、麻生大臣は公文書改ざん事件を全く反省しておらず、大臣として不適任と言わざるを得ません。総理は、そんたく道路問題での対応を見ておらず、大臣が適任とお考えなのでしょうか。その根拠とともにお答えいただきたい。

櫻田前大臣や塚田前副大臣に限らず、安倍政権と政権与党の言動は目に余るものがあります。権力の上にあぐらをかいているがゆえのおごり、緩みは、もはや誰の目にも明らかであり、看過できません。おごり高ぶり、緩み切つた自公政権によつて、やつてはならない隠蔽、改ざん、捏造が繰り返されています。もはやこれは安倍自公政権の腐り切つた体質そのものであり、救いようがありません。率直に言つて、政府・与党におごり、緩み、慢心があつたとお認めになりますか。総理の認識をお答えください。

子育てや教育に係る費用負担の軽減という観点からは、幼児教育、保育の無償化は一定の意義があると考えています。

しかし、幼児教育、保育の無償化の前に、全ての子供が第一に、安全で質の高い幼児教育、保育を受けられる環境を整えなければなりません。環境整備するところなく、ただ単に幼保の無償化を推し進めば、待機児童問題はますます悪化し、安全性を欠く質の悪い幼児教育、保育が横行し、保育士、幼稚園教諭のなり手不足で現場が疲弊して、より一層人手不足に拍車が掛かり、結果として、無償化どころか、幼児教育、保育を受けられない人がたくさん生じることになりかねません。このような事態は絶対に避けなければなりません。この問題意識から本日の質疑を行います。

まず、子ども・子育て支援は、未来を担う子供たちがより良く成長するための最重要的政策です。衆議院では、審議のたびに新しい問題点が浮

上するような状況でありながら、我々の反対を押し切つて、委員長職権により強行採決がなされました。熟議の府である参議院においては、このようない乱暴な審議は行わず、国民の懸念を払拭するまで議論を尽くすべきと冒頭に申し上げさせていただきます。

厚生労働省によると、昨年四月の待機児童数は一万九千八百九十五人にも上ります。いまだに二万人近く待機児童がいる深刻な状況を総理はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

幼児教育、保育の無償化は、預け先のない方が優先されるべきではないでしょうか。待機児童ゼロよりも、待機児童ゼロをし、保護者の窮地を救うことこそが優先されるべきではありません。無償化よりも、待機児童ゼロをし、保護者の窮地を救うことこそが優先されるべきではないでしょうか。待機児童ゼロよりも無償化を優先された理由を総理に伺いま

す。

新聞社の調査では、幼児教育、保育の無償化で今後保育ニーズが増えると答えた自治体が八割を超えています。実際、二〇一六年度から独自に第二子以降の保育料無償化を先行させた兵庫県明石市では、待機児童が急増し、調査対象の自治体の中でも全国最多になっています。

このような状況も鑑みて、無償化後、待機児童数はどの程度になると厚労大臣は予測されているのでしょうか。具体的な数字をお答えください。

政府は、これまでの答弁で、今般の幼児教育、保育の無償化は基本的に三歳から五歳までを対象としており、その九割以上が既に認可施設を利用できているため、三歳から五歳までについては待機児童への影響は限定的であるとの考え方を示していました。

しかし、今、多くの自治体で三歳枠の受皿があふれつつあります。世田谷区では三歳児の落選率は四九・八%、更に激戦の港区では三歳児の落選

率は八〇%にも及びました。これでもなお幼保無償化が待機児童へ及ぼす影響は限定的だと言えますか。総理の見解を伺います。

先月、東京都葛飾区の認可外保育施設において施設長が児童に対して身体的な苦痛を与える保育を行いました。東京都は、複数回にわたり立入調査を行い、改善勧告を行つてきましたが、改善が图られなかつたとのことです。熊本市の保育施設においても、先月、職員による暴言や長時間の叱責といつた不適切な行為が認められました。このような悪質な保育の話を聞き、総理はどうに受け止め、原因を何だと考えますか。

また、施設が改善勧告に従わないことや、保護者が録音機を忍ばせてようやく問題が発覚したことが示すように、現行の監査制度は不十分だと言えます。無償化政策の採否にかかわらず、保育の質を確保するためには、認可保育施設も含めて全ての施設に対して監査、監督を強めていくことが必要です。施設に対する立入検査などの程度の頻度と内容で実施する方針でしょうか。厚労大臣に伺います。

無償化よりも先に、全ての子供がどの施設においても質の高い幼児教育、保育が受けられ、保護者が安心して預けられる環境を整えるべきです。

しかし、今般の無償化は、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設についても五年間も無償化の対象とするものです。幼児教育の重要性をうたう姿勢と相反する政策とも言えますが、総理の見解を伺います。

指導監督基準とは、ある有識者によると、これを守らなければ乳幼児が亡くなってしまうかもしれない潜在的保育士は、八十万人とも言われています。ここ数年来、潜在的保育士の復職の状況は

施設がこの基準を満たしていないませんでした。私は、命を守りたいという思いで政治の世界に飛び込みましたが、本当に子供たちの命に関わる状況なのです。

指導監督基準さえ満たしていない施設も無償化の対象とすることは、本来なら保護者の信頼を失い淘汰されるはずの質の悪い施設や、ニーズに合わない施設まで生き延びさせることにならないでしょうか。総理の認識を伺います。

また、検査や巡回指導では正すべき課題が見付かっても、施設側による改善が行われなくても、経過措置の五年間は引き続き無償化の対象となる可能性があるのでしょうか。厚労大臣に伺います。

保育士、幼稚園教諭の給与は、全産業と比べて大きな差があります。二〇一七年度の保育士及び幼稚園教諭の年間給与額は、全職種の年間給与額に比べて百五十万円も少なくなっています。保育士、幼稚園教諭が日々担つてゐる重責に対して、余りにも給与が安過ぎます。無償化に使う予算を、まずは保育士、幼稚園教諭の給与の改善に大胆に投じ、その職責に見合う給与を手にできるよう施策を講ずるべきです。

我々は、一人当たり月額五万円の上昇を想定した保育士の処遇改善法案を議員立法として提出しています。一方、政府・与党が行つた今月からの賃金引上げは、月額約三千円すぎません。保育士、幼稚園教諭の処遇改善を、幼児教育、保育の無償化よりも後回しにされた理由を総理にお伺いいたします。

策を行い、どのような結果に結び付いたのかについて、総理に御説明をお願いします。

今回の無償化案は、国民を分断し、子供の格差を広げるものです。我々は、総理の対極に立ち、保育や幼児教育の真のニーズにしつかりと応え、安心、安全な子育てを実現していく決意を表明させていただき、質問を終わらせていただきます。

(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 牧山ひろえ議員にお答えをいたします。

櫻田前大臣については、二〇二〇年の招致決定直後から文部科学副大臣として組織委員会の立ち上げなどに携わった経験等を踏まえ、オリエンピック・パラリンピック担当大臣に関する任命責任についてお尋ねがありました。

櫻田前大臣については、二〇二〇年の招致決定直後から文部科学副大臣として組織委員会の立ち上げなどに携わった経験等を踏まえ、オリエンピック・パラリンピック担当大臣として任命しました。

これまで問題を指摘された際には、その反省の上に立つて職責を果たしていくことを求めたところですが、今回の場合は、被災地の皆様のお気持ちは傷つける発言を行い、辞任することとなりました。この発言について、私からも、被災地を始め国民の皆様におわび申し上げます。

任命責任は、もとより内閣総理大臣たる私にあります。被災地に寄り添いながら復興に全力を傾ける、これは安倍内閣の搖るぎない方針であります。全ての閣僚が一層身を引き締め、しっかりと襟を正し、内閣の総力を挙げて東日本大震災からの復興を始め内外の課題に取り組むことで、国民の負託に応え、その責任を果たしてまいります。

塚田前国土交通副大臣の発言についてお尋ねがありました。

明責任を果たせばよいと答弁したのではなく、そうした発言をしたことは問題とした上で、まずは本人からしっかりと説明すべきであり、そのことを肝に銘じて職責を果たしてもらいたいと答弁をしております。これは、まず本人が国会の場においてしっかりと説明することが重要であると考えたからです。

その後、本人より、自らの発言により行政に遅滞を及ぼすことがあつてはならない、よつて辞任したいとの申出が石井国土交通大臣にあり、大臣もその意向を尊重したこととあります。内閣として副大臣を免することとしました。

塚田前副大臣は、事実と異なる発言をしたとして、自身の発言を撤回し、謝罪した上で辞任しています。

また、石井国土交通大臣も、先日の国土交通委員会において、省内ではそんたくあるいは利益誘導といふものはなかつたと答えていました。このため、私の指示で調査を行うことは考えていません。

財務省の公文書管理及び麻生財務大臣の資質についてお尋ねがありました。

公文書の改ざんはあつてはならないことであり、国民の皆様の信頼を揺るがす事態となつてしまつたことに対し、行政府の長として大きな責任を痛感しております。改めて国民の皆様におわび申し上げます。

政府としては、一連の公文書をめぐる問題を受けて、文書管理の実務を根底から立て直すべく、公文書管理の適正化に向けた総合的な施策を決定したところであり、財務省においても、こうした施策のつとり、適切に行政文書の作成、管理を行っているものと認識しております。

麻生財務大臣においては、財務省における一連の問題等を踏まえ、組織の立て直しに取り組まれているところであり、引き続きしっかりとその職

責を果たしていただきたいと考えています。  
政権の姿勢についてお尋ねがありました。

様々な御批判は真摯に受け止めたいと思いま  
す。政権与党の一人一人が一層身を引き締め、國民の皆様へのお約束を一つ一つ実行していくことで、その負託に全力で応えてまいります。七年前の政権交代の原点を決して忘ることなく、今後とも高い緊張感を持って政権運営に当たつてまいります。

幼稚児童の解消は待つたなしの課題であり、幼児教育、保育の無償化とともに、最優先で取り組んでまいります。

待機児童の解消は待つたなしの課題であり、幼児教育、保育の無償化とともに、最優先で取り組んでまいります。

こうした待機児童解消の裏付けとなる子育て安

心プランは、女性の就業率が二〇一二二年度末に先の先進国並みの八割まで上昇することを想定して策定しており、また、今回の幼稚教育、保育の無償化は、基本的に既にほんどの子供が認可施設を利用できている三歳から五歳児を対象としていること、ゼロ歳から二歳児については住民税非課税世帯に限定していることから、無償化による保育ニーズの増大があつたとしても、十分対応可能なものとなっています。

なお、保育施設の入所については、一次選考に漏れた場合であつても、四月入園に向けて、その後の二次あるいは三次の選考が行われることが通常であり、御指摘の落選率については、最終的な選考の状況を見定める必要があります。

引き続き、子育て安心プランに基づき、二〇一二〇年度末までに待機児童を解消するため、全力で取り組んでまいります。

保育施設における不適切な行為についてお尋ねがありました。

保護者に代わって日中保育を行う保育施設において、御指摘のような不適切な行為が行われていることは極めて問題です。その背景には様々な要因が考えられます。こうした事態の防止のためには、職員の資質向上やこうした施設に対する指導監督の強化が必要と考えます。

全ての子供には、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利があります。国としても、保育施設における不適切な行為を根絶できるよう、職員の資質向上に向けた研修機会の確保や児童福祉法に基づく指導監督の強化に向けて、自治体と協力しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

認可外保育施設の質の確保についてお尋ねがありました。

本年十月から実施する幼稚教育、保育の無償化に当たっては、待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない人がおり、こうした方々についても負担軽減の観点から無償化の対象とし、指導監督基準を満たさない施設が基準を満たすために、五年間の経過措置期間を設けることとしています。

この経過措置期間において、子供の安全が確保されるよう児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実を図るとともに、認可施設に移行するための運営費の支援を拡充し、移転費の支援等も行うこととしております。無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、向上を図っていきます。

引き続き、認可外保育施設の指導監督の実務を担う地方自治体の皆様の御意見をしっかりと伺いながら、本年十月からの実施に向け、準備を進めてまいります。

（国務大臣 根本匠君登壇、拍手）

○国務大臣（根本匠君） 牧山ひろえ議員にお答えをいたします。

保育士、幼稚園教諭の待遇改善と幼児教育、保育の無償化についてお尋ねがありました。

保育士、幼稚園教育の待遇改善は重要であり、幼児教育の無償化とともに取り組んでいます。具体的には、政権交代以降、月額約三万八千円に加え、技能、経験に応じた月額最大四万円の処遇改善を実施しています。こうした処遇改善が反映された結果、保育士の賃金については、試算によると、平成二十五年からの五年間で、年収ベー

スで約四十八万円増加しています。さらに、今年度からは新しい経済政策パッケージに基づき月額三千円相当の処遇改善を行つてまいります。高い使命感と希望を持つて保育や幼児教育の道を選んだ方々が長く働くことができるよう、引き続き支援に努めてまいります。

潜伏的保育士についてお尋ねがありました。

出産、妊娠等により離職した保育士の復職については、保育士が働きやすい職場環境の整備や処遇改善に加えて、従来より保育士・保育所支援センターによる求職者のニーズに応じたマッチングを行つてきており、本年度から、さらに潜伏保育士を試行的に雇用する際に必要な研修の支援を行

うこととしています。

潜在的保育士の復職に限った状況は把握してお

りませんが、保育人材全体としては、こうした取組もあり、平成二十六年から二十九年の三か年で

約八万三千人増加しております。

引き続き、保育士確保のため、総合的な支援に力を尽くしてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

○国務大臣（根本匠君） 牧山ひろえ議員にお答えをいたしました。

幼児教育、保育の無償化による待機児童数への影響についてお尋ねがありました。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、最先で取り組んでおります。具体的には、二〇二〇年度末までに待機児童を解消するため、子育て安心プランに基づき、保育の受皿三十二万人分を整備することとしています。

この保育の受皿三十二万人分については、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が二〇一〇年度末に他の先進国並みの八割まで上昇することを想定して、必要な整備量を推計したものであります。したがって、今後、様々な要因によって保育ニーズの増大があつたとしても、十分対応可能なものとなつております。

なお、先行して無償化を実施した明石市において待機児童数が増加した背景には、無償化により周辺市町村からの人口流入が生じたことなどの事情があつたものと承知をしています。保育施設に対する指導監督に関するお尋ねがありました。

保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されているためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要です。

このため、認可保育所については児童福祉法施行令により毎年一回以上、認可外保育施設については通知により原則として年一回以上、都道府県知事等による実地検査を行うことを義務付けています。

加えて、保育所施設が守るべき基準の内容について助言などを行う巡回支援指導員について、平成三十一年度予算で都道府県等への配置を拡充しました。

引き続き、保育の受皿の拡充と保育の質の確保を車の両輪としてしっかりと進めてまいります。

認可外保育施設の経過措置についてお尋ねがございました。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、最先で取り組んでおります。

今般の無償化に当たっては、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない人の負担軽減の観

点から、認可外保育施設も無償化の対象としたのですが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、五年間の猶予期間を設けることとしています。

この期間中に、基準を満たさない認可外保育施設の質の確保、向上が図れるよう、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実を図るとともに巡回支援指導員の配置の拡充や、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための運営費の補助等の支援などの取組を行います。

都道府県等の立入検査の結果、改善指導が行われれば、改善指導に対する回答や改善計画の提出を求め、改善の見通しがなければ改善勧告を行うことが必要です。

さらに、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、今回の法案では、市町村が条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを盛り込んでいます。

未来を担う子供たちの安全が確保されるよう、地方自治体の御意見をしつかり伺いながら、十月からの施行に向けて検討してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 矢田わか子君。  
(矢田わか子君登壇、拍手)

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わ

ことについて伺います。

櫻田元大臣は、昨年十月に就任されて以降、国会での答弁を含め、見識が疑われるような発言を繰り返してこられました。私たちは何度も辞任を要求いたしましたが、安倍総理大臣はこれまで適材適所と擁護され続けてきました。このことが、

今回、被災地の皆さん心を深く傷つける発言にまでつながったわけで、総理大臣として、任命責任と、これまで大臣職を続投させてきた責任は極めて大きいものがあると言えます。さきの塙田副大臣のそんたく発言といい、現内閣のおどりは、もはや国民の許容範囲を超えているものがあります。総理はどのように責任を取られるのですか、

まず伺います。

本題に入ります。

保育、幼児教育の政策の最大の課題は、待機児童問題を解消することにあります。この春も、認可保育園の選考に漏れ、必死で認可外保育所を探し回り、何とか仕事を継続することができたお母さんの方も多いと思います。一方、仕方なく育児休業を取得、延長したり、兄弟が別々の保育所を指定されたために入所を諦めたりする、いわゆる潜在的な待機児童もカウントすれば、本年度の待機児童数もまたかなりの数に上がることが推測されます。

この待機児童問題の解消は国の政策資源を最優先に配分すべき課題であるにもかかわらず、政府は今回、無償化という施策を優先させ、消費税の増税分の一部を財源として、本年度で四千六百五十六円の予算を組みました……(発言する者あり)億円の予算を組みました。このことは、子供を抱える家庭にとっては、家計は確かに助かるかもしれませんのが、一方で、いずれの保育施設に入れない待機児童を抱える家庭においては、何らメリットを享受することができません。

無償化によって保育所入所希望者が更に増えることも見込まれる中、待機児童をどのように解消されていくのか、その道筋と実現可能な施策について、総理大臣より見解を伺いたいと思います。

次に、この待機児童問題解消に資する保育施設の増設については、単なる量的な拡大ではなく、いかに保育の質を確保していくのかが重要だといふことを指摘したいと思います。

例えば、園児の死亡事故や負傷事故は相対的に認可外保育施設で多く発生しており、例えようつ伏せ寝による子供の死亡事故の約八割は認可外保育所で発生しています。園児の安全確保のための環境整備や、資格のないスタッフの研修の充実などが緊急の課題となっています。

とりわけ、今回、無償化の対象となる認可外施設については、五年間は指導監督基準を満たさなくてよいという、そんなことがまかり通つておりますが、利用者の不安を取り除くために何らかの安全確保対策を講じていただきたいと思います。

また、現在、保育ニーズの受皿となっている企業主導型保育所は、深夜保育や休日保育など多様なニーズに応えてもらえるメリットがありますが、一方で、一部の保育所では、経営面、安全面の質の確保の面において様々な問題が指摘されています。この問題は、日常的に監督指導する機能が非常に弱いことや、市町村との連携が取られていないことが要因として指摘されています。

これらの安全確保を中心とした保育の質の確保とともに、子供たちの様々な能力開発につながる教育内容の充実といった質の確保も併せ、今後どのような対策を講じていかれるのか、宮腰担当大臣及び根本厚生労働大臣より見解を伺います。

次に、無償化と社会政策における所得再配分機能との関係についてお尋ねします。

政府の公表資料や様々な試算によつて、今回の無償化は、世帯収入が高いほど制度の恩恵を受け、つまり所得再配分機能が逆方向になつております。社会政策として問題ではないかという議論が起つています。

私どもも、今回の無償化について、従来の公費負担がどう変化するのかを所得階層別に試算いたしました。その結果は、例えば、年収三百六十万円から三百三十万円までの世帯は無償化によって年間約十万円の公費負担増にとどまりますが、年収一千百三十万円以上の高収入の世帯では五十一万五千円もの公費負担が増えることになります。今回の幼児教育無償化政策において、このように所得再配分といふ社会政策上の基本理念が取り入れられなかつたことについて、総理大臣より見解を伺いたいと思います。

次に、この所得再配分機能の問題と関連して、所得制限の問題について質問します。

民主党政権時代に高校授業料無償化が実施されました。しかし、このとき、当時野党であった自民党から、所得制限を設けないのはばらまき政策だと批判を受けました。その後、安倍政権になつて所得制限が導入されましたが、これにより、教育費負担が従来に戻つた所得層からは、高校無償化はどうだんだとの不満の声が多く出されました。

今回は、ゼロから二歳児の幼児教育の無償化には所得制限が設けられましたが、三歳一五歳児は所得制限が設けられていません。公的サービスにおける所得制限適用に関して一貫性がないように思えますが、安倍総理大臣より説明をお願いします。

働く女性にとって、出産、育児に関わり大きな

今回、マスコミの調査では私立幼稚園の四割程度が保育料を引き上げるとのことですが、保育料

時期です。しかし、今回の無償化は住民税非課税世帯に限定されました。その理由と、無償化対象をどのくらいに見込まれているのか、宮腰大臣より説明をお願いします。

私の周りには、無償化は有り難い、たとえ少額でも保育料を負担するのは、でも当然という気もする、その財源を保育士さんの処遇改善やゼロ歳一二歳児への支援にも使ってほしいという方々もおられます。

政府として、今後、何らかの負担軽減策を取られるつもりはないのか、併せて宮腰大臣より見解を伺いたいと思います。

次に、運用上、扱いが難しい幼稚園における預かり保育の無償化問題について質問します。

専業主婦の世帯の場合は、預かり保育に対して無償化措置は行われませんが、市町村が保育の必要性を認定した場合は利用料が無償化されます。

この保育の必要性については、妊娠、出産や保護者の疾病などが挙げられていますが、これらの要件は個々の状況によって判断されにくい曖昧なものができます。例えば、母親が求職活動をしている、そんなケースも想定されます。

この預かり保育の見込み数と予算額を説明していくたゞくとともに、保育の必要性の判断基準の明確化に関するお尋ねをいたします。

あわせて、この無償化を機に、私立幼稚園などで保育料の便乗値上げが行われるのではないかと懸念があります。かつて、二〇一〇年に高校授業料の無償化政策が行われ、私立高校においては高等学校等就学支援金という制度がスタートしましたが、このときも私立高校の便乗値上げの問題

櫻田前オリエンピック・パラリンピック担当大臣や現内閣の姿勢についてお尋ねがありました。

櫻田前大臣については、これまで問題を指摘された際には、その反省の上に立つて職責を果たしていきことを求めたところですが、今回の場合は、被災地の皆様のお気持ちを傷つける発言を行います。

今日、保育士の確保が大きな課題となつている中で、保育士の定着や職場への復帰を促すためには、保育士一人一人に課せられる労働負荷を減らす政策が必須であると考えます。その一つに、保育ICTシステムの導入があります。例えば、延長保育料の計算の自動化やSNSを活用した保護者との連絡業務の効率化、あるいは子供たちのお昼寝時のモニター確認などですが、今後、政府として保育現場におけるICT導入についてどのような支援策を進めていかれるのか、宮腰大臣よりお尋ねします。

本法律案によつて実施される幼児教育無償化、本来であれば子供を育てる世帯から歓迎される施策であるはずです。しかしながら、高所得者優遇と指摘されている施策であり、待機児童の更なる増加やこれに伴う保育の質の低下の懸念など課題も多く、不安の残る施策でもあります。何よりも、消費税を上げて莫大な予算を投じるこの施策が我が国の最大の課題である少子化対策に本当につながるのか、極めて疑問であると言わざるを得ません。

待機児童問題についてお尋ねがありました。待機児童の解消は待つたなしの課題であり、児童教育、保育の無償化とともに、最優先で取り組んでいます。二〇一八年四月時点の待機児童は、前年より約六千人の減少となり、十年ぶりに二万人を下回りました。

こうした待機児童解消の裏打ちとなる子育て安心プランにおける保育の受皿整備三十二万人分については、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が二〇二〇年度末に他の先進国並みの八割まで上昇することを想定して、必要な整備量を推計したものです。したがつて、今後、様々な要因によつて保育ニーズの増大があつたとしても、十分

お答えいたします。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 矢田わか子議員に

対応可能なものとなつています。

以上、安倍総理大臣並びに宮腰大臣、根本大臣の真摯な御答弁をお願い申し上げ、私の代表質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

官 報 (号 外)

引き続き、子育て安心プランに基づき、二〇二〇年度末までに待機児童を解消するため全力で取り組んでまいります。

今般の無償化と所得再分配の関係についてお尋ねがありました。

幼稚教育は、生涯にわたる人格形成の基礎やその後の小中学校における義務教育の基礎を培うものであり、保護者の所得の多寡にかかわらず、全ての子供にとって重要なものです。

今般の幼稚教育、保育の無償化は、こうした幼稚教育の重要性と、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るという少子化対策の必要性に鑑み、未来を担う子供たち、子育て世代に大胆に投資するものです。

た。 無償化の所得制限についてお尋ねがありまし  
ては、元々、所得の低い方の保育料は既に公費負担化を投じ負担軽減を図つており、さらに、安倍政権では、低所得世帯を中心に行なって段階的に無償化の範囲を拡大してきており、今回の無償化による公費負担額のみをもって、高所得者層ほど大きな恩恵を受け、社会政策として問題であるとの指摘は当たらないと考えています。

高校の授業料支援については、家庭の経済状況にかかわらず教育の機会均等を保障する観点から、所得制限を設け、依然として負担が大きかつた低所得世帯の生徒に対する支援を充実させたものです。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁することなく、三歳から五歳までの全ての子供たちを対象に実施するものです。また、ゼロ歳から二歳児については、待機児童の問題もあることから、その解消に取り組みつつ、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとしています。このように、それぞれ適切に判断しているものであり、所得制限に関して一貫性がないとの御指摘は当たりません。

今後とも、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

ゼロ歳から二歳までの無償化についてお尋ねがございました。

今般の幼児教育、保育の無償化では、ゼロ歳から二歳までの子供については、待機児童の問題もあることから、その解消に取り組みつつ、住民税

周知してまいります。  
無償化を契機とした私立幼稚園等の保育料の引  
上げについてお尋ねがありました。  
無償化の対象施設の大部分を占める子ども・子  
育て支援制度の幼稚園や保育所等の保育料につい  
ては、公定価格を設定しており、便乗値上げ等の  
問題は発生しません。

させます。(拍手)  
〔国務大臣宮腰光寛君登壇、拍手〕  
○国務大臣(宮腰光寛君) 企業主導型保育事業の質の確保についてお尋ねがありました。  
企業主導型保育事業につきましては、制度創設から三年目を迎え、様々な問題が指摘されていく

非課税世帯を対象として進めることにいたしました。  
今般の無償化の対象となるゼロ歳から二歳まで  
の保育所等に通う住民、税非課税世帯の子供は、約  
十五万人となります。  
更なる負担軽減策については、少子化対策や乳

他方、新制度に移行していない幼稚園等において、今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることは適切ではないと考えます。このため、関係団体からも質の向上を伴わない保育料の引上げが行われることのないよう呼びかけていただいていると承

ことから、昨年十二月に、実施体制を強化するための検討委員会を立ち上げました。

検討委員会報告において、当面早急に改善すべき方向性として、「子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査の在り方を検証し、見直す。」、「国・実施機関と自治体との間で、情報を共有しつつ、審査・運営の円滑化や指導監査・相談などについての連携を進めめる。」などが示されております。

幼児期の生育の觀点から、安定財源の確保と併せて検討することにしています。

なお、ゼロ歳から二歳までの子供については、家庭で子育てをされる方々が多くいらっしゃり、このような方々への支援として、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターの整備などを進めしており、今後とも、様々な子育て世代のニーズに応じ、きめ細かな施策の充実に努めてまいります。

知しております。  
政府としては、引き続き、事業者に対する周知徹底を図ることともに、関係団体や都道府県、市町村等とともに連携し、実態の調査及び把握についても検討してまいります。

保育現場におけるICTの導入についてお尋ねがありました。

高い使命感と希望を持つて保育の道を選んだ方々に仕事を続けていただくためには、保育士の

今後、検討委員会報告を踏まえ、保育の質を確  
保するという観点から、内閣府としてしっかりと  
改善を図つてまいりたいと考えております。

さらに、質の高い幼児教育を提供するため、昨  
年四月から、健康な心と体、思考力の芽生えな  
ど、幼児期の終わりまでに育つてほしい姿を新し  
い保育所保育指針や幼稚園教育要領において明確  
化したところであります。認可外保育施設である  
企業主導型保育施設においても、この保育所保育  
指針の内容に準じて保育を行うことされていま  
す。

預かり保育と保育の必要性の判断基準についてお尋ねがありました。幼稚園等の預かり保育につきましては、保育の必要性のある子供が利用する場合に無償化の対象とすることとしています。その対象者と所要額は、平成三十一年度予算を基に平年ベースで試算すると、約五十六万人、公費で約三百七億円となるります。

業務負担の軽減は重要であり、厚生労働省を中心  
に、保育に関する計画、記録や、保護者との連  
絡、子供の登降園管理等の業務のＩＣＴ化を行う  
ための支援に取り組んでいます。  
引き続き、保育業務のＩＣＴ化による業務効率  
化を一層進め、保育士の業務負担の軽減が図られ  
るよう努めてまいります。（拍手）

今後とも、一人一人の子供が健やかに成長する  
す。

条件と同じこととしておりまして、市町村において適切に実施していくだけれど、丁寧に

平成三十一年四月十二日 参議院会議録第十二号

認可外保育施設の質の向上、確保についてお尋ねがありました。待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない人がおり、こうした方々についても負担軽減の観点から無償化の対象とし、指導監督基準を満たさない施設が基準を満たすために、五年間の猶予措置を設けることとしています。

無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、向上が図られるよう、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実を図ることともに、巡回支援指導員の配置の拡充や、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための運営費の補助等の支援などの取組を行います。

さらに、待機児童の状況などが地域によって大きく異なることを踏まえ、今回の法案では、市町村が条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを盛り込んでいます。

未来を担う子供たちの安全が確保されるよう、地方自治体の御意見をしつかり伺いながら、十月からの施行に向けて検討を進めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 竹内真二君。

(竹内真二君登壇、拍手)

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

ただいま議題となりました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案につきまして、自民・公明党を代表して、安倍総理並びに宮腰大臣に質問をいたします。

幼児教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものです。政府・与党は、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、待機児童対策と併せ、低所得者世帯や多子世帯を優先しつつ、幼児

教育の無償化を段階的に進めてまいりました。一方で、公明党が百万人訪問・調査と題して昨年実施したアンケート調査の結果では、幼稚園や保育所等に通うお子さんのいる方の約四割が、現在の授業料、保育料などの負担が重いと回答しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の調査でも、理想の人数の子供を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金が掛かり過ぎるからであります。

子育て世帯の経済的負担は依然として重いと言わざるを得ません。子育てを社会全体で応援し、経済的な負担を軽減していく、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障への転換が必要です。

今般の幼児教育無償化の意義と目指すべき全世代型社会保障のビジョンについて、安倍総理の答弁を求めます。

子育て支援については、経済的負担の軽減とともに、待機児童の解消が待ったなしの課題です。二〇一二年十二月に自公連立政権が発足して以降、二〇一七年度末までの五年間で保育の受皿を五十三・五万人分拡大することができました。その間、保育の申込数も年々増加を続けており、引き続き受皿の整備を加速すべきです。

政府は、二〇一八年度から二〇二〇年度末までの三年間で二十九・三万人分の受皿の拡大を見込んでいますが、それに見合だけの保育士等を育成、確保することが不可欠です。これまで行ってきた処遇改善加算等について、保育士等の給与と反映状況を的確に把握、分析し、更なる処遇改善、人材確保へつなげるべきです。

一方、共働きなどで保育を必要としつつも、保育所ではなく幼稚園に通うお子さんをお持ちで、時間を使長してお子さんを預かる預かり保育等を利用される方が少なくありません。私たちは、幼児教育無償化の範囲について、こうした幼稚園の預かり保育等と就学前の障害児の通園や入所による発達支援も対象とするよう政府に申入れを行つてきました。

こうした主張も踏まえて、政府は幼稚園と預かり保育等の利用料や障害児の発達支援を無償化することとしており、本法案にはそのための給付が盛り込まれています。障害児の発達支援については、しっかりと現場まで周知徹底するとともに、受皿の整備にも取り組んでいただきたいと思います。

議長の答弁を求めます。

認可外保育施設の質の確保や安全対策について

育所ではなく幼稚園に通うお子さんをお持ちで、時間を使長してお子さんを預かる預かり保育等を利用される方が少なくありません。私たちは、幼児教育無償化の範囲について、こうした幼稚園の預かり保育等と就学前の障害児の通園や入所による発達支援も対象とするよう政府に申入れを行つてきました。

しかししながら、制度の創設から三年目を迎える

中、保育の質や事業の継続といつた面については課題が指摘されています。利用される方々がお子さんを安心して預けることができるよう、保育の質をしつかりと確保、向上させるとともに、事業の継続性、安定性を担保すべきです。

企業主導型保育の運用改善について、宮腰大臣の御決意と今後の取組を伺います。

今般の幼児教育無償化は、本年十月に予定されている消費税率引上げにより生じる財源を活用して実施されます。必要な経費が盛り込まれた新年度予算は先月既に成立しており、事業者や自治体などにおいても、銳意準備が進められているところです。円滑な消費税率の引上げに向けて万全を期していただきたい。

また、現在の子ども・子育て支援新制度は、制度が創設された当初から、合計で約一兆円が必要だとされてきました。このうち消費税率の引上げで実施するとされた〇・七兆円分のメニューについては、消費税率が八%に据え置かれた中にあって、全との項目が実施されています。

一方で、消費税以外の財源で実施することとしています。子ども・子育て支援の更なる質の向上や保育環境の改善のための

〇・三兆円分のメニューについては、その一部が実施されているものの、いまだ途上にあると認識しています。子ども・子育て支援の更なる質の向上のためにしつかりと財源の確保に努めるべきです。

子ども・子育て支援の財源確保について、安倍総理の御決意を伺います。

五月に令和の時代が幕開けします。新たな時代にあって、子育てを社会全体で支えるチャイルドファーストの社会を構築することが政治の責任であると考えます。引き続き、児童教育の無償化と待機児童の解消に政府として最優先で取り組んでいくことを強く要望し、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 竹内真二議員にお答えをいたします。

児童教育、保育の無償化の意義と全世代型社会保障のビジョンについてお尋ねがありました。

今般の児童教育、保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎やその後の義務教育の基礎を培う児童教育の重要性と、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るという少子化対策の必要性に鑑み行なうもので、小学校、中学校九年間の普通教育無償化以来、実に七十年ぶりの大改革であります。

人への投資に力を入れてきた御党と共に、子供たち、子育て世代に大胆に投資し、これまでとは次元の異なる政策を実行することにより、子育てや教育に係る負担を大幅に軽減し、日本を、子供たちを産み育てやすい国へと大きく転換してまいります。

また、少子高齢化、そして人生百年の時代にあって、我が国が誇る社会保障の在り方を大きく変わらなければなりません。お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで、広く安心を支えていく全世代型社会保障への転換を成し遂げなければなりません。

今般の児童教育、保育の無償化はその重要な第

一步であり、今後、生涯現役時代の雇用制度改革や、医療、年金も含めた社会保障全般にわたる改革を始めとして、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、改革を進めてまいります。

消費税率の引上げに向けた決意と子ども・子育て支援の財源の確保についてお尋ねがありまし

た。

児童教育、保育の無償化は、消費税率の引上げを前提として実施することとしており、政府としては、引上げに向けて十二分な対策を講ずるな

ど、経済財政運営に万全を期してまいります。

また、御指摘の子ども・子育て支援の更なる質

度向上を図るために〇・三兆円については、本年

約五百億円を手当としております。今後も、各年

度予算編成過程において、引き続き安定的な財

源確保に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

(国務大臣宮腰光寛君登壇、拍手)

○国務大臣(宮腰光寛君) 保育士の処遇改善と人材確保についてお尋ねがありました。

保育士等の処遇改善は大変重要な課題であると認識しています。このため、これまで、二〇一

三年度以降、月額約三万八千円に加え、二〇一七

年度からは技能、経験に応じた月額最大四万円の

処遇改善を実施してきました。このほか、厚生労働省を中心として、新規資格取得支援、就業継続

支援、離職者の再就職支援といった総合的な人材

確保の支援を行っています。

こうした処遇改善が反映された結果、保育士の

賃金については、三月に厚生労働省が公表した賃

金構造基本統計調査を基に保育士の年収を算出すると、二〇一三年の年収は三百十萬円、二〇一八年の年収は三百五十八万円となつております。

五年間で約四十八万円増加しています。

さらに、今年度からは新しい経済政策パッケージに基づき月額三千円相当の待遇改善を行つてお

り、高い使命感と希望を持つ保育の道を選んだ方々が長く働くことができるよう、引き続き支援に努めています。

障害児の発達支援に係る取組や預かり保育等に係る利用者の負担軽減についてお尋ねがあります。

障害児の発達支援に係る無償化の円滑な実施に係る利用者の負担軽減についてお尋ねがあります。

子供の安全が確保されることが重要であり、厚生労働省を中心に、認可外保育施設が守るべき基準の内容について助言などをを行う巡回支援指導員の配置の拡充や、指導監督基準を満たす認可外保育施設が認可施設に移行するための運営費等の支

援の拡充といった取組を進めてまいります。

さらに、改正法案においては、市町村長に対し、

対象となる施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、

さらには都道府県知事に対する必要な協力要請などの権限を与えるための規定を設けております。

企業主導型保育事業の運用改善についてお尋ね

がありました。

企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方

に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに

無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、

向上にしつかりと取り組んでまいります。

企業主導型保育事業の運用改善についてお尋ね

がありました。

○議長(伊達忠一君) 清水貴之君。

(清水貴之君登壇、拍手)

○清水貴之君 日本維新の会・希望の党の清水貴  
会派を代表して、子ども・子育て支援法の一部  
を改正する法律案について質問をいたします。

日本は少子高齢化が進んでおり、昨年の出生数  
は年間九十二万人にまで下がりました。ベビー  
ブームと言われた昭和二十四年の出生数は年間二  
百七十七万人であり、今はその三分の一。年々低下  
する傾向には全く歯止めが掛かっていません。

子育て世帯に対するアンケートによりますと、  
が掛かり過ぎることを挙げています。また、どの  
ようなことがあれば子供を欲しいと思いますかと  
いう質問に対しても、将来の教育費に対する補助  
や、幼稚園、保育所などの費用の補助を挙げる夫  
婦が六割にも達します。日本の教育機関への公的  
支出割合は、OECD加盟国中最も低です。少子化  
が止まらないのは、子育て世帯への国からの支援  
が不足していることが一因であると考えます。

日本維新の会は、経済的理由によって教育を受  
ける機会を奪われてはならないという強い思いを  
持つており、憲法改正項目の一つとして教育無償  
化を掲げています。法律において定める学校にお  
ける教育は全て公の性質を有するものであり、幼  
児教育から高等教育に至るまで、全ての教育は無  
償であるべきです。そして、全ての国民がその適  
性に応じてひとしく教育を受けることができるよ  
うにすべきと考えています。

教育は、将来への投資であり、教育を充実さ  
せることによって、強く成長力のある国家、社会

を築いていくことは、日本の未来をつくる上でも  
非常に重要です。今や人工知能やロボットなど先  
端分野の技術開発は、世界各国が最優先課題と位  
置付けて進めていますが、開発現場では、個々人  
の能力だけではなく、共通の目標を実現するため  
に協力し合うことも求められています。能力や協  
調性などは教育によってなされるものであり、そ  
の充実は喫緊の課題です。昔から言われているよ

うに、教育は国家百年の基礎を築く重要な事業で  
あることを忘れるべきではありません。

そのような立場から質問をいたします。  
政府案においては、無償化の対象施設に、国が  
定める認可外保育施設の基準を満たしていない施  
設も含まれます。経過措置として、基準を満たし  
ていない場合でも無償化の対象とする五年間の猶  
予期間を設けることではあります、その五  
年間は保育や教育の質が置き去りにされる可能  
性があり、無償化の対象施設だからと悪質な施設  
を信用して預ける保護者がいてもおかしくありま  
せん。

なぜ無償化の対象を国の認可外保育施設の基準  
と一致させなかつたのか、なぜ五年間の猶予期間  
を設けたのか、総理の見解をお聞かせください。

政府案では、市町村が条例により、悪質と判断  
した認可外保育施設に対しては補助金を出さない  
ようになります。しかし、まだ多くの  
声も上がっています。

総理にお聞きします。無償化の実施まで半年を  
切っています。市町村における条例の制定や、施  
設、保護者への周知など、円滑な実施に向けての  
必要な手続が果たして間に合うのでしょうか。そ  
のような不安の声を上げる地方自治体や施設に対  
して、政府としてはどのようなサポートをしてい  
くつもりですか。

そうなると、市町村によって無償化の対象施設の  
基準や範囲が異なることになり、住民の間で経済  
的負担に対する不公平感が生ずる可能性があるの  
ではないかと思いますが、総理はどのようにお考  
えでしょうか。

今回の無償化の対象にはベビーシッターも含ま  
れます。しかし、ベビーシッターは都道府県に届  
けければ業務を始めることができ、実際の利用状況

を把握することが難しいことに加え、一人のシッ  
ターが何人の子供を見てよいかという基準もあり  
ません。

総理に質問します。子供を預かるための基準が  
曖昧なベビーシッターを無償化の対象にする根拠  
は何でしょうか。また、曖昧な制度に補助金を付  
けることによって不正や様々な問題が発生する可  
能性が大きいのではないかと考えますが、対策は  
お考えでしょうか。

幼稚教育が公的負担ということになれば、そう  
いう施設が出てこないことを願いたいですが、保  
育料を便乗値上げする施設が出てこないとも限り  
ません。幼保の施設側の便乗値上げに対しても  
このような防止策を取るのでしょうか、総理にお伺  
いをいたします。

政府案では、幼保無償化を十月の消費税増税に  
合わせて行うとしています。しかし、まだ多くの  
ことが決まっておらず、幼稚園、保育所からは、  
預ける保護者に十分な説明ができるいないという  
声も上がっています。

少子化対策の視点で質問いたします。

少子化対策の充実が人口増加につながっている  
好事例ケースとして、兵庫県明石市の取組があり  
ます。限られた財源の中で、市では、第一子から  
ではなく、第二子以降を出産する世帯に対する支  
援を強化しています。第二子以降から手厚い支援

をするというのは、子育て世帯のニーズに合つて  
いるとともに、合理的な考え方であると思いま  
す。

このように、第二子以降に對する支援の拡大は  
費用対効果が高い少子化対策と考えますが、総理  
はどうのようにお考えでしょうか。出生数が年々低  
下することを止められない中、政府の施策として  
導入することについてのお考えをお聞かせください。

本法案は、本年十月一日に消費税を10%に引  
き上げることを前提とし、増税により財源を確保  
することとしています。

このように、第二子以降に對する支援の拡大は  
費用対効果が高い少子化対策と考えますが、総理  
はどうのようにお考えでしょうか。出生数が年々低  
下することを止められない中、政府の施策として  
導入することについてのお考えをお聞かせください。

る、多額の助成金を当てにしたすさんな経営な  
ど、新たな問題も明らかになつてきています。  
企業主導型保育所に関しては、こうした様々な  
課題がある中、子供たちを安全に預かる保育所と  
して、政府としてどのように質の確保を図つてい  
くのでしょうか、総理の見解をお伺いします。  
今回の法案のように、無償化が進むと保育の需  
要が増えます。保育の需要が増えると保育士の不  
足が心配されます。保育士の待遇改善のために、  
二〇一三年度以降、保育士の待遇改善とキャリア  
アップの仕組みを整える改正がなされました。  
総理に質問します。二〇一三年度以降の保育  
士の処遇改善の取組はどの程度の効果があつたと  
考へていますか、お答え願います。

しかし、昨年七月に始まつた米中の貿易戦争  
は、今年になつて悪化することが避けられたもの

の、これまでの関税措置により世界経済は大きな影響を受けています。国際通貨基金、IMFは、二〇一九年一月には世界経済成長率の予測を三・五%まで引き下げていきましたが、更に引き下げ三・三%としました。

世界経済が退潮傾向であることは明白であり、外需の更なる縮小が予測されることから、増税ができる経済状況ではなくなる可能性も念頭に置かなければならぬのではないかと思います。

総理に質問いたします。消費税率の引上げを延期した場合、恐らく延期は考えていないとお答えになると想像いたしますが、しかし、今回の幼保無償化は消費増税と一緒にして聞かせていただきますが、引上げを延期した場合、幼児教育の無償化はどうになるのでしょうか。代替財源を用意しても進めるべきとの考え方をお持ちなのでしょうか、お答え願います。

私たち日本維新の会は、子育て世帯への支援の充実については大いに進めるべきであることを主張してまいりました。少ない人材で国家を運営せざるを得ない状況においては、教育の充実によって国が責任を持つ人材を育てていくべきです。教育の無償化は日本が進むべき道であることを改めて主張いたしまして、質問を終ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 清水貴之議員にお答えいたします。

無償化の対象となる認可外保育施設についてお尋ねがありました。本年十月から実施する幼児教育、保育の無償化に当たっては、待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない人がおり、こうした方々についても負担軽減の観点から無償化の対象としたものです。

無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、

向上が図られるよう、ベビーシッターについておは、保育従事者の資格や研修受講などについて新たな基準の策定を行い、指導監督の強化を行っています。

引き続き、ベビーシッターを含む認可外保育施設の指導監督の実務を担う地方自治体の皆様の御

の対象とし、指導監督基準を満たさない施設が影響を受けています。国際通貨基金、IMFは、二〇一九年一月には世界経済成長率の予測を三・五%まで引き下げていきましたが、更に引き下げ三・三%としました。

世界経済が退潮傾向であることは明白であり、外需の更なる縮小が予測されることから、増税ができる経済状況ではなくなる可能性も念頭に置かなければならぬのではないかと思います。

総理に質問いたします。消費税率の引上げを延

期した場合、恐らく延期は考えていないとお答えになると想像いたしますが、しかし、今回の幼保無償化は消費増税と一緒にして聞かせていただきますが、引上げを延期した場合、幼児教育の無償化はどうになるのでしょうか。代替

財源を用意しても進めるべきとの考え方をお持ちなのでしょうか、お答え願います。

意見をしつかり伺いながら、本年十月からの実施に向け、準備を進めてまいります。

無償化を契機とした保育料の引上げについてお尋ねがありました。

この経過措置期間において、子供の安全が確保されるよう児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実を図るとともに、認可施設に移行するための運営費の支援を拡充し、移転費の支援等を行なうこととしております。無償化を契機に、認可

外保育施設の質の確保、向上を図っていきます。

また、この経過措置期間中の措置として、待機児童の状況等は地域によって大きく異なることか

ら、保育の需給状況を勘案し、市町村が特に必要があると認める場合に、条例により指導監督基準

を満たさない施設の範囲を限定できる仕組みを設けています。

これは、地方自治体との協議を踏まえ設けた仕組みであり、引き続き、実務を担う地方自治体の皆様の御意見をしつかり伺いながら、本年十月から実施に向け、準備を進めていきます。

無償化の対象となるベビーシッターについてお尋ねがありました。

本年十月から実施する幼児教育、保育の無償化に当たっては、待機児童問題によりやむを得ずベビーシッターを含む認可外保育施設を利用せざるを得ない人がおり、こうした人々についても負担軽減の観点から無償化の対象とするとしたもの

です。

保護者や施設に混乱を生じさせることなく円滑に実施できるよう、これまで担当府省と地方自治

体で実務に関する協議を行い、さらに、昨年十二月には、関係閣僚と地方団体の代表からなるハイ

レベルの協議の場を設置するなど、適切に意見を伺いながら準備を進めてまいりました。

本年十月からの施行に向け、準備を加速化する

とともに、保護者や施設の皆様へ必要な情報をできる限り速やかにお伝えしてまいります。

企業主導型保育事業の課題と質の確保についてお尋ねがありました。

企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方

に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童解消に貢献する重要な事業です。

しかしながら、制度創設から三年目を迎える

様々な問題が指摘されていることは誠に遺憾であり、この制度が本来期待される役割を果たしていくためにも、運用の見直しが不可欠と考えます。

こうした問題が生じた原因や背景については、内閣府に設置された検討委員会で先般取りまとめられました。

この報告において指摘されているところであ

り、子供の安全第一の観点から、審査、指導監査の在り方を見直すなど、早急に改善を進めさせま

す。

保育士の待遇改善の効果についてお尋ねがあり

ました。

保育士等の賃金その他の処遇の改善は重要であ

り、賃金の改善については、政権交代以降、月額

約三万八千円に加え、技能、経験に応じた月額最

大四万円の処遇改善を実施しています。

こうした処遇改善が反映された結果、保育士の

賃金については、試算によると、平成二十五年か

らの五年間で、年収ベースで四十八万円増加して

います。

さらに、今年度からは新しい経済政策パッケ

ジに基づき月額三千円相当の処遇改善を行つてお

り、高い使命感と希望を持つ保育の道を選んだ

方々が長く働くことができるよう、引き続き支援

に努めてまいります。

第二子以降に対する支援の拡大についてお尋ね

がありました。

少子化の問題は、仕事と子育ての両立の難し

さ、子育て中の孤立感や負担感、教育費負担の重

さなど、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む

様々な要因が絡み合っており、これらを一つ一つ

取り除いていくことが重要です。

例えば、夫の休日の家事、育児時間が長いほど

第二子以降の出生割合が高いという調査結果もあることから、教育無償化や待機児童の解消のみな



い施設でも五年間施設利用給付の対象とすることには大きな危惧を抱かざるを得ません。これは、保育士が一人もない施設も給付対象となり得ます。劣悪な施設までもが無償化対象という国のお墨付きと公費を得て経営を続けることがあつてはなりません。無認可施設での保育の質をどう担保するのか、お答えください。

私自身は子供二人をゼロから二歳児まで無認可保育園に預けましたが、園庭もあり、ベランの保育士さんが子供と親にしつかり寄り添ってくれました。無認可イコール保育の質が低いとは経験上も考えていません。しかし、多くの無認可施設は、ビルの一室で、外遊びにも苦慮していることは明らかです。企業主導型保育を導入したことにより、もうけを目的とした事業者が参入していることも看過できません。また、無認可施設では、本法案による費用負担軽減の措置がとられても、無償化にはならないでしょう。

総理、保護者の要求、保育の質の確保のためには、また、全ての三から五歳児の保育、教育を無償と言うのなら、企業主導型などではなく、認可保育所の増設で待機児童対策を進めると明言すべきではありませんか。

私は、子供に対する給付や支援策は、家庭の状況にかかわらずひとしく行われるべきであると考えています。だからこそ、そのための費用は所得の再分配によって賄われるべきです。ところが、総理は、消費税増税分の使い道を出発点に幼児教育無償化を打ち出しました。なぜ財源は消費税に限定されるのでしょうか。

子供はすぐに靴や服が小さくなります。成長とともに食費もかさみます。若い世代の収入を考えても、子育て世帯の消費税の負担感はとても重いことは明らかです。消費税増税は子育て支援に逆

行するとは思わないのでしょうか。

私たち日本共産党は、繰り返し、大企業、大富豪に応分の負担をと求めていました。この真っ当な道で子育て支援を進める決意を述べ、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 田村議員にお答えいたします。

櫻田前オリエンピック・パラリンピック担当大臣に關する任命責任についてお尋ねがありました。

櫻田前大臣については、二〇二〇年の招致決定直後から文部科学副大臣として組織委員会の立ち上げなどに携わった経験等を踏まえ、オリエンピック・パラリンピック担当大臣として任命しました。

これまで問題を指摘された際には、その反省の上に立つて職責を果たしていくことを求めたところですが、今回の場合は、被災地の皆様のお気持ちを傷つける発言を行い、辞任することとなりました。この発言について、私からも、被災地を始め国民の皆様にお詫び申し上げます。

任命責任は、もとより内閣総理大臣たる私にあります。被災地に寄り添いながら復興に全力を傾ける、これは安倍内閣の掲げる方針であり、全ての閣僚が一層身を引き締め、しっかりと襟を正し、内閣の総力を挙げて東日本大震災からの復興を始め内外の課題に取り組むことで、国民の負託に応え、その責任を果たしてまいります。

塚田前国土交通副大臣の辞任についてお尋ねがありました。

下関、北九州にゆかりのある国会議員の有志により結成された関門会の懇親会に参加したことはありますが、これは地元選出議員の立場で参加したものであり、当然のことながら、内閣総理大臣

の立場で参加したものではありません。

また、関門会から要望書が出され、かつ、そこに私の名前が連なつていては、先日の国会審議において質問を受けるまで承知していませんでした。

そもそも、内閣総理大臣は要望や陳情を行う立場ではなく、また、石井国土交通大臣も総理から指示があったとは全く思っていないと答弁しておません。

私が国土交通省の判断に影響を与えるようなことはなかつたと承知しています。

このため、私の指示で新たな調査を行うことはあり、私が国土交通省の判断に影響を与えるようなことはなかつたと承知しています。

今般の無償化において所得制限を設けないと答えていました。

児童手当は家庭生活の安定等を図るため、また、高校の授業料支援は教育の機会均等を図るために、いざれも家庭の経済状況を勘案し、一定の所得以下の方に対する給付として行っているところです。

一方、児童教育、保育の無償化は、少子高齢化という国難に正面から取り組むため、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと変えていくという新たな考え方に基づくものです。

特に、児童教育は、家庭における教育と相まって、生涯にわたる人格形成の基礎やその後の小中学校における義務教育の基礎を培うものであり、保護者の所得にかかわらず、全ての子供にとって重要なものです。

大学、専門学校の授業料は、各学校における充実した教育研究環境を整える観点から、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものであり、基本的には、各大学、専門学校が適切に定めるものと認識しています。また、

学生生活には授業料以外にも様々な費用が掛かり、こうした負担にも目配りが必要です。

こうしたことでも踏まえ、政府としては、授業料全体の引下げよりも、むしろ真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学

さらに、少子化対策の観点からは、調査によれば、全ての世代において、理想の子供数を持たない理由は、子育てや教育にお金が掛かり過ぎることが最大の理由とされており、また、どのような支援があればあなたは子供が欲しいと思いますか

この質問に対し、所得階層にかかわらず、将来の教育費に対する補助との回答が最も多いとの結果が得られています。

このため、これまで段階的に進めてきた児童教育、保育の無償化を一気に進め、所得制限を設けることなく三歳から五歳までの全ての子供たちを対象に無償化を実施することにしました。

子供の医療費無料化についてお尋ねがあります。子供の医療費無料化についてお尋ねがありまし

た。

子供の健やかな成長を確保することは重要な課題であり、既に医療保険制度において、未就学児は医療費の自己負担を三割から二割に軽減しています。そうした中で、自己負担を更に軽減するために自治体が独自に行っている助成制度を度として、自治体が独自に行っている助成制度を国の制度として行うことについては、財源の問題もあります。そうした中で、自己負担を更に軽減するために自治体が独自に行っている助成制度を度として、自治体が独自に行っている助成制度を国の制度として行うことについては、財源の問題もあります。

大学、専門学校の授業料についてお尋ねがありました。

大学、専門学校の授業料は、各学校における充実した教育研究環境を整える観点から、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものであり、基本的には、各大学、専門学

校が適切に定めるものと認識しています。また、学生生活には授業料以外にも様々な費用が掛かり、こうした負担にも目配りが必要です。

こうしたことでも踏まえ、政府としては、授業料全体の引下げよりも、むしろ真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学

等を通じた支援を行ふとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給する高等教育の無償化を行うこととしているところです。

このような取組を通じて、家庭の経済事情にか

かわらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によつて明るい未来をつかみ取ることができる社会をつくるまいります。

今般の改正法案の規定と無償化の実施についてお尋ねがありました。

子ども・子育て支援新制度の保育所、幼稚園等については、これまで、保育料の上限を定めた国の中を変更することにより、段階的な無償化を進めてきました。

その上で、安倍内閣としては、選挙でお約束した幼児教育、保育の無償化を実施するため、消費税率引上げの増収分を活用し、安定財源を確保することにより、恒久的な施策として実施することを担保するものです。

こうした選挙でお約束した政策を恒久的な安定財源を確保した上で実現するという前提の下に、今回の改正案においては、基本理念に子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮する旨を加えた上で、様々な対象サービスについて無償化を実現するため、加えて、あつ、無償化を実現するため、例えば保育園等については、必要な費用を全て給付することにより無償化となるような法令の整備を行うなど、各々のサービスに即して無償化が実現できるよう規定の整備を行ったものであります。

認可外保育施設での保育の質についてお尋ねがありました。本年十月から実施する幼児教育、保育の無償化に当たっては、待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない人がおり、こうした方々についても負担軽減の観点から無償化の対象とし、指導監督基準を満たさない施設が基準を満たすために、五年間の経過措置期間を設けることとしています。

この経過措置期間において、子供の安全が確保されるよう児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実を図るとともに、認可施設に移行するための運営費の支援を拡充し、移転費の支援等も行うこととしており、無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保、向上を図つていきます。

引き続き、認可外保育施設の指導監督の実務を担う地方自治体の皆様の御意見をしつかり伺いながら、本年十月からの実施に向け、準備を進めてまいります。

待機児童対策についてお尋ねがありました。保育の受皿については、保育の実施主体である市区町村が認可保育所等を中心とした整備を進めることができます。さらに、企業主導型保育事業により、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童解消に貢献することが期待されています。様々な問題が指摘されていることは誠に遺憾であり、内閣府に設置された検討委員会で先般取りまとめられた報告を踏まえ、早速改善を進めさせます。

引き続き、企業主導型保育事業による整備も含め、子育て安心プランに基づき、二〇二〇年度末までの三十二万人分の保育の受皿整備に取り組んでまいります。

なお、認可外保育施設の利用料については、認可保育所の利用者との公平を図る観点から、認可保育所における保育料の全国平均額の三・七万円に限り無償化することとしています。

消費税増税による今般の無償化の実施についてお尋ねがありました。

「○横山信一君登壇、拍手」

○横山信一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局

分を活用することにしております。消費税は、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定しており、勤労世代など特定の者への負担が集中しないことから、社会保障の財源としてふさわしいものであります。

また、消費税率引上げに際しては、所得の低い方々など真に支援を必要とする層にしつかりと支援の手が行き届くよう、食料品等を対象に軽減税率制度を実施するとともに、所得の低い方々や小さな乳幼児のいる子育て世帯に対しても、税率引上げから一定期間使用できるプレミアム付き商品券を発行し、販売することとしています。（拍手）

○議長（伊達忠一君）これにて質疑は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

の長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行なうほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、使命規定を創設する意義、司法書士及び土地家屋調査士の懲戒の在り方、司法書士及び土地家屋調査士の業務をめぐる状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（伊達忠一君）これにて質疑は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）



官 報 (号 外)

○議長(伊達忠一君)　これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票 総数	三百三十一
賛成	二百三十一
反対	二十一
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし た。(拍手) ○	

(投票者氏名は本号末尾に掲載)  
○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたし  
ます。

出席者は左のとおり

副議長 言長  
郡司 佐道  
彰君 忍一君

山添 拓君  
宮沢 由佳君  
難波 奨二君  
石橋 通宏君  
岩渕 友君  
吉川 沙織君  
有田 芳生君  
吉良よし子君  
武田 良介君  
小西 洋之君  
真山 勇一君  
牧山ひろえ君  
杉尾 秀哉君  
江崎 孝君  
倉林 明子君  
神本美恵子君

午後零時十五分散会

午後零時十五分散会

副議長 郡司 彰君

山添 拓君 杉尾 秀哉君

岩瀬友君  
吉川沙織君  
有田芳生君  
吉良よし子君  
牧山ひろえ君  
江崎孝君  
倉林明子君  
神本美恵子君

相原久美子	杉 久武
辰巳孝太郎	斎藤 嘉隆
若松 謙維	白 真熙
那谷正義	井上 哲士
山本 博司	市田 忠義
小川 敏夫	鉢呂 吉雄
山本 香苗	福山 哲郎
竹内 真二	阿達 雅志
三浦 信祐	朝日健太郎
今井繪理子	宮崎 勝
青山 繁晴	矢倉 克夫
そのだ修光	井原 巧
石田 昌宏	大沼みづほ
秋野 公造	磯崎 仁彦
赤池 誠章	渡辺 猛之
高階惠美子	谷合 正久
佐藤 正久	佐藤 正明
福岡 資麿	西田 寒仁

川田	仁比	紙	蓮	風間
龍平君	聰平君	智子君	智子君	舫君
大門	寒紀史君	直樹君		
芝	博一君			
又市	征治君			
小池	晃君			
山下	芳生君			
福島	みずほ君			
長浜	勝也君			
高瀬	弘美君			
山田	博行君			
伊藤	宏君			
熊野	孝江君			
小川	正士君			
佐々木さやか君	克巳君			
河野	義博君			
平木	政宗君			
和田	大作君			
新妻	秀規君			
竹谷	正弘君			
大野	泰正君			
石井	信一君			
横山	健治君			
中西	潔君			
島				
里見				
浜田				
野上	浩太郎君			
牧野	たかお君			
石川	博崇君			
山口	那津男君			

魚住裕一郎君  
片山さつき君  
藤井 基之君  
宮島 喜文君  
舞立 畏治君  
高野光二郎君  
進藤金日子君  
自見はなこ君  
渡邊 美樹君  
山田 修路君  
太田 房江君  
上月 良祐君  
島田 三郎君  
島村 大君  
長谷川 中西 祐介君  
三原じゅん子君  
岩井 智君  
二之湯 祐史君  
松村 村吉君  
橋本 昌一君  
青木 一彦君  
有村 治子君  
松山 政司君  
鶴保 真也君  
藤木 康介君  
伊波 治郎君  
中西 哲君  
平山佐知子君  
森屋 宏君  
堀井 廉君  
三宅 伸吾君  
滝沢 求君

山本	順三君	衛藤	晟一君	山谷えり子君	滝波	宏文君
柘植	佐藤	古賀友一郎君	小野田紀美君	徳茂	雅之君	啓君
馬場	三木	宮本	糸数	渡辺	元榮太郎君	薬師寺みよじよ君
成志君	芳文君	周司君	享君	金子原二郎君	るい君	喜美君
馬場	柘植	岡田	岡田	平野	西田	酒井
馬場	柘植	岡田	宮沢	上野	石井	高橋
馬場	柘植	岡田	西田	宇都	磯崎	堺君
馬場	柘植	岡田	末松	藤川	大家	敏之君
馬場	柘植	岡田	昌司君	藤川	経夫君	雄平君
馬場	柘植	岡田	信介君	酒井	敏志君	庸行君
馬場	柘植	岡田	達男君	高橋	克法君	陽輔君
馬場	柘植	岡田	洋一君	西田	政人君	隆史君
馬場	柘植	岡田	直樹君	石井	準一君	通子君
馬場	柘植	岡田	廣君	岡田	昌司君	政人君

堂故	茂君	中泉	松司君	二之湯武史君	石井	浩郎君	古川	俊治君	森	まさご君
片山虎之助君	增子	樺葉賀津也君	東	行田	大島九州男君	大野	浜野	片山	浜口	秀久君
室井邦彦君	邦彦君	輝彦君	藤巻	青木	太郎君	石井	喜史君	大介君	誠君	尾辻
片山虎之助君	増子	輝彦君	均君	愛君	元裕君	喜史君	哲史君	昭子君	山東	一大太君
室井邦彦君	邦彦君	輝彦君	邦子君	太郎君	太郎君	苗子君	矢田わか子君	正君	中川	敏栄君

豊田	長峯	羽生田	俊郎君
丸山	和也君	珠代君	誠君
丸川	珠代君	正志君	俊君
中野	正志君	邦子君	
野村	哲郎君	敬三君	
猪口	芳正君	健三君	
林	義雄君	藤末	
木村	正昭君	武見	
山崎		芳正君	
木村		和也君	
中曾根弘文君		珠代君	
伊藤	孝恵君	正志君	
高木かおり君	之士君	邦子君	
古賀	真治君	敬三君	
森本	俊雄君	健三君	
石上	和之君	藤末	
清水	貴之君	武見	
川合	孝典君	芳正君	
木戸口英司君	エリ君	和也君	
山口	アントニオ猪木君	珠代君	
森	ゆうこ君	正志君	
儀間	光男君	邦子君	
足立	信也君	敬三君	
田名部匡代君	正夫君	健三君	
櫻井	充君	藤末	
大塚	恭子君	武見	
中山	正夫君	芳正君	
小林	耕平君	和也君	
柳田	稔君	珠代君	
松沢	成文君	正志君	

官 報 (号 外)

國務大臣	内閣總理大臣	安倍晋三君	文教科學委員	辞任 椿葉賀津也君	補欠 伊藤 孝恵君
法務大臣	厚生労働大臣	山下 貴司君	厚生労働委員	辞任	自見はなこ君
農林水產大臣	吉川 貴盛君	吉川 貴盛君	農林水產大臣	山本 順二君	厚生労働大臣
國土交通大臣	石井 啓一君	石井 啓一君	國土交通大臣	山本 順二君	厚生労働大臣
(國家公安委員会委員長)	(内閣府特命大臣(当大臣少子化対策))	(内閣府特命大臣(当大臣少子化対策))	國務大臣	宮腰 光寛君	農林水產大臣
内閣官房副長官	太田 房江君	太田 房江君	内閣官房副長官	大沼みずほ君	國土交通大臣
内閣官房副長官	野上浩太郎君	野上浩太郎君	内閣官房副長官	自見はなこ君	農林水產大臣
副大臣	左藤 章君	左藤 章君	副大臣	太田 房江君	國務大臣
内閣府副大臣	野上浩太郎君	野上浩太郎君	内閣府副大臣	大沼みずほ君	内閣官房副長官
内閣委員	辞任	辞任	内閣委員	太田 房江君	内閣官房副長官
総務委員	伊藤 孝恵君	伊藤 孝恵君	総務委員	武見 敬三君	内閣官房副長官
外交防衛委員	大沼みずほ君	大沼みずほ君	外交防衛委員	辞任	内閣官房副長官
自見はなこ君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	自見はなこ君	辞任	内閣官房副長官
財政金融委員	武見 敬三君	武見 敬三君	財政金融委員	辞任	内閣官房副長官
辞任	辯欠	辯欠	辯欠	辯欠	辯欠
島田 三郎君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	島田 三郎君	島田 三郎君	島田 三郎君

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。

同日議長は、ダリガ・マルスルタノヴナ・ナザルバエヴァ・カザフスタン共和国上院議長に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 国家基本政策委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

風間 直樹君

辞任

佐藤 啓君

補欠

小川 敏夫君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉良よし子君

辞任

宮沢 由佳君

補欠

小川 克巳君

自見はなこ君

辞任

二之湯 智君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉良よし子君

辞任

吉良よし子君

相原久美子君

辞任

藤末 健三君

補欠

進藤金日子君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

宮本 周司君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

杉 久武君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

高木かおり君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

若松 謙維君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

高木かおり君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

若松 謙維君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

相原久美子君

辞任

清水 貴之君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

補欠

吉川 ゆうみ君

辞任

佐藤 啓君

官 報 (号 外)







四十四条第一項から第三項まで及び第四十六条  
条中「法務大臣」とあるのは、「第六十四条の  
二第一項に規定する法務局又は地方法務局の  
長」と読み替えるものとする。

第十章中第六十七条の前に次の一条を加え  
る。

## (権限の委任)

第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣  
の権限は、法務省令で定めるところにより、  
法務局又は地方法務局の長に委任することが  
できる。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
六月を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行する。ただし、附則第十条の規定は、  
公布の日から施行する。

## (司法書士法人の継続に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい  
う。)前に第一条の規定による改正前の司法書士  
法(以下「旧司法書士法」という。)第四十四条第  
二項の規定により解散した司法書士法人は、施  
行日以後その清算が結了するまで(解散した後  
三年以内に限る)の間に、その社員が当該司法  
書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の  
所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄  
区域内に設立された土地家屋調査士会及び日本土地家屋調  
査士会連合会に届け出ることにより、当該土地  
家屋調査士法人を継続することができる。

(清算結了後の司法書士法人の懲戒に関する経  
過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の司法書士法  
(以下「新司法書士法」という。)第四十八条第二  
項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定に  
よる処分の手続に付された司法書士法人につい  
て適用する。

平成三十一年四月十二日 参議院会議録第十一号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

による処分の手続に付された司法書士法人につい  
て適用する。

## (司法書士又は司法書士法人の懲戒の手続に関する経過措置)

第四条 新司法書士法第四十九条第三項(新司法  
書士法第四十七条第一号及び第四十八条第一項  
第一号に掲げる処分に係る部分に限る。)の規定  
は、施行日以後に行政手続法(平成五年法律第  
八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳  
述のための手続を開始する処分について適用す  
る。

## 附 則

## (施行期日)

第一条に掲げる処分に係る部分に限る。)の規定  
は、施行日以後に行政手続法(平成五年法律第  
八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳  
述のための手続を開始する処分について適用す  
る。

## (土地家屋調査士法人の継続に関する経過措置)

第二条 施行日前に第二条の規定による改正前の  
土地家屋調査士法(以下「旧土地家屋調査士法」と  
いう。)第三十九条第二項の規定により解散し  
た土地家屋調査士法人は、施行日以後その清算  
が結了するまで(解散した後三年以内に限る。)  
の間に、その社員が当該土地家屋調査士法人を  
継続する旨を、その主たる事務所の所在地を管  
轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設  
立された土地家屋調査士会及び日本土地家屋調  
査士会連合会に届け出ることにより、当該土地  
家屋調査士法人を継続することができる。

(司法書士又は司法書士法人の懲戒の手続に関する経  
過措置)

第二条 この法律の施行の際現に旧司法書士法又  
はこれに基づく命令の規定により法務大臣に対  
してされた通知その他の行為は、施行日以  
後は、新司法書士法又はこれに基づく命令の相  
當規定により法務大臣がした処分、手続その他の  
行為とみなす。

第五条 司法書士又は司法書士法人の懲戒の手続  
に関する経過措置

当規定により法務大臣がした処分、手続その他の  
行為とみなす。

第六条 施行日前に第二条の規定による改正前の  
土地家屋調査士法(以下「旧土地家屋調査士法」と  
いう。)第三十九条第二項の規定は、施行日以後に同条第  
一項の規定による処分の手続に付された土地家  
屋調査士法人について適用する。

(土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲  
戒の手続に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の土地家屋調  
査士法(以下「新土地家屋調査士法」という。)第  
四十三条第二項の規定は、施行日以後に同条第  
一項の規定による処分の手続に付された土地家  
屋調査士法人について適用する。

(新土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲  
戒の手続に関する経過措置)

第八条 新土地家屋調査士法第四十四条第三項  
(新土地家屋調査士法第四十二条第一号及び第  
四十三条第一項第一号に掲げる処分に係る部分  
に限る。)の規定は、施行日以後に行政手続法第  
十三条第一項の規定による意見陳述のための手  
続を開始する処分について適用する。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置  
は、政令で定める。

れていないものについては、施行日以後は、こ  
れを、新司法書士又はこれに基づく命令の相  
當規定により法務大臣に対しても手続をしな  
ければならないとされた事項についてその手続をしな  
がされていないものとみなして、当該相当規定  
を適用する。

## (土地家屋調査士法人の懲戒の手続に関する経過措置)

第九条 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人  
の懲戒の手続に關し、施行日前に旧土地家屋調  
査士法又はこれに基づく命令の規定により法務  
局又は地方法務局の長がした処分、手続その他  
の行為は、施行日以後は、新土地家屋調査士法  
又はこれに基づく命令の相當規定により法務大  
臣がした処分、手續その他の行為とみなす。

第二条 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲  
戒の手続に關し、この法律の施行の際現に旧土  
地家屋調査士法又はこれに基づく命令の規定に  
より法務局又は地方法務局の長に対してされ  
た通知その他の行為は、施行日以後は、新土  
地家屋調査士法又はこれに基づく命令の相当規  
定により法務大臣に対しても通知その他の  
行為とみなす。

第三条 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲  
戒の手続に關し、施行日前に旧土地家屋調査士  
法又はこれに基づく命令の規定により法務局又  
は地方法務局の長に対しても報告その他の手續を  
しなければならないとされている事項で、施行  
日前にその手續がされていないものについて  
は、施行日以後は、これを、新土地家屋調査士  
法又はこれに基づく命令の相当規定により法務  
大臣に対してもその手續をしなければならないと  
された事項についてその手續がされていないもの  
とみなして、当該相当規定を適用する。

(司法書士又は司法書士法人の懲戒の手続に関する経  
過措置)

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置  
は、政令で定める。

一一一

## 審査報告書

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十一年四月十一日

参議院議長 伊達 忠一殿 国土交通委員長 羽田雄一郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、今後の国産航空機の就航に当たつては、国際民間航空条約上の航空機の設計及び製造国政府としての役割・責任を確実に果たすとともに、新たな国際基準の策定等、世界的な航空機の安全性向上のために必要な活動に貢献すること。

二、航空機の安全確保を図るために、装備品等の設計・製造者、航空会社を中心とする航空機の使用者、航空機整備会社等の航空機の安全確保に関連する民間事業者等の認定に当たつては、厳

格に実施するとともに、民間事業者等に対する監督等を適時適切に行うこと。また、産業競争力の源泉となる民間事業者の技術等の情報管理に係る措置の徹底を促すこと。

三、航空機整備検査認定期制度の活用等に伴い、国による更新耐空証明検査を実施する機会の減少が見込まれることから、航空機検査官の育成及び技量維持に係る取組を進めること。

四、航空機乗組員の飲酒等による不適切事案につ

いては、その発生に至る背景について、十分な分析を行うとともに、航空運送事業者に対し、従来にも増して航空機乗組員の心身の健康状態を適切に把握、考慮できるような体制の確立に向け、必要な助言・指導を行うこと。

五、無人航空機の利活用の促進が求められている状況を踏まえ、事故やトラブル等を未然に防止することを目的とした飛行ルールの遵守事項の周知徹底が図られるよう、関係機関との連携に十分配慮すること。また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資するから、引き続き、事故等の情報の適切な把握に努めること。

六、運輸安全委員会において、事故調査の報告までに一定の時間を要している現状を踏まえ、組織としての独立性を確保しつつ、航空事故の再発防止を目的とした組織体制の充実を図ること。

右決議する。

## 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案

六、運輸安全委員会において、事故調査の報告までに一定の時間を要している現状を踏まえ、組織としての独立性を確保しつつ、航空事故の再発防止を目的とした組織体制の充実を図ること。

第七十三条の三第一項中「前条第一項若しくは第三項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第一条 航空法昭和二十七年法律第二百三十一号の一部を次のように改正する。  
目次中「第九十九条の二」を「第九十九条」に改める。

(航空法の一部改正)

第十三条の二第二項中「受けだ設計」の下に「(次項の承認があつたときは、その変更後のもとの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。)」を加える。

第十三条の三第一項中「前条第一項若しくは第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の三第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。

第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案

基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(耐空証明の有効期間)」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「航空機」の下に「又は次条第一項の認定を受けた整備規程(同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。)により整備をする航空機」を加える。

第十四条の二第一項中「前条」を「第十四条」に改め、同条第一項中「第十六条第一項」を「第七条第一項」に、「前条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通

大臣の認定を受けることができる。

2 國土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するとして認めることは、同項の認定をしなければならない。

3 第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しようとするときは、国土

交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 第一項の認定を受けた者は、第三項ただし

航空法及び運輸安全委員会設置法(昭和四八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等をいう。)その他の航空機が

第十一条第四項の基準に適合せず、又は同項の

書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に關し必要な事項は、国土交通省

令で定める。

7 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項

の国土交通省令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

第十八条を削る。

第十七条第三項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中「次条を「第十八条」に改め、「計画」の下に「(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。)又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るもの)を除く。」を加え、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「修理改造検査」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 國土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十一条第一項の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の規定による届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

用については、前項の承認を受けたもののみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による認められた者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者に於いて、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

第十五条の次に次の二条を加える。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をするこ

とに於いて、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するよう維持しなければならない。

い。

第十九条第一項及び第二項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十九条の二中「より次条第一項第四号の能

力について同項」を「より同号の能力について次条第一項に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

3 第二十二条第二項中「これを変更しようとするときも」を「その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも」に改め、同条第五項中「において第二項の下に「若しくは第四項」を加え、同項を同条第六項と

し、同条第四項中「及び第二項の認可」を「第

二項の認可及び前項の規定による届出」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に

次の二項を加える。

4 第一項の認定を受けた者は、第二項の国土

交通省令で定める軽微な変更をしたときは、

遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに」に改める。

第七十条の見出しを「(アルコール又は薬物)」に改め、同条中「酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品」を「アルコール又は薬物」に改める。

第九十九条に次の二項を加える。

二 國土交通省令で定めるところにより、當

該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整つていることを確

認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予

防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土

交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼす

ような方法で飛行させないこと。

第九十九条の二を削る。

第一百四条第一項中「これを変更しよう」を「そ

の変更(次に掲げるものを除く。)をしよう」に「同様である」を「同様」とするに改め、同項に

同じである。

一 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそ

れの少ないものとして国土交通省令で定められたもの(次号に掲げるものを除く。)

の変更(次号に掲げるものを除く。)

二 國土交通省令で定める軽微な変更

第百四条に次の二項を加える。

3 本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 第百三十二条第一項中「航空機使用事業」の下に「無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造」を加え、第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

「若しくは無人航空機」を、「航空機 航空保安施設」の下に「無人航空機」を加える。  
(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

「百三十四条の二」の次に次の一条を加える。

若しくは第三項の承認を申請する者  
「百三十五条第四号中「第十六条第一項」を  
「第十七条第一項」に改め、同条第五号中「第十  
号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第六号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第五号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第四号と  
「百四十三条第二号中「第十六条第一項」を  
「第十七条第一項」に、「同条第一項又は第二項」  
を「同項又は同条第一項」に改める。  
「百四十三条の二中「一」を「いずれかに」に  
改め、同条第二号中「第十六条第二項」を「第十  
号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第四号」の規定に違反し  
交通管制区内の特別管制空域における航空機  
の飛行に影響を及ぼすおそれのある口ケット  
の打上げその他の行為(物件の設置及び植栽  
を除く)で国土交通省令で定めるものをして  
はならない。ただし、国土交通大臣が、当該  
行為について、航空機の飛行に影響を及ぼす  
おそれがないものであると認め、又は公益上  
必要やむを得ず、かつ、一時的なものである  
と認めて許可をした場合は、この限りでな  
い。

「百四十五条の二第二号中「第二十条第五項」  
を「第二十条第六項」に改める。  
「百四十五条の三第一号中「第十三条の三第三  
項」を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十五条の五第一項」を「第十三条の五第一項」  
を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十八条の三第一号中「第十三条の三第三  
項」を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十八条の二の次に次の一条を加える。  
(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業  
務を行う罪)

「百四十八条の三 第七十条の規定に違反し  
て、その航空業務に従事した者は、三年以下  
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
「百四十九条中「一」を「いずれかに」に改  
め、第三号を削る。

「百四十九条第十号中「第九十九条の二第一項」  
を「百三十四条の三第一項」に改める。

「百五十七条第一項第五号の次に次の一号を  
加える。

「百五十七条第一号中「及び第百五十七条」を  
「第百五十七条から第百五十七条の三まで及  
び第百五十七条の五」に改める。

「百五十九条第一号中「第十三条の二第五項」の  
下に及び第十七条の二第五項」を加え、「第一百  
九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第二百  
条第四項の規定、第二百九条第四項」に改め、同  
条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一  
号の次に次の一号を加える。

「百五十七条第一項第七号の能力について同  
項の認定を受けた者が、国土交通省令で定  
めるところにより、第十条第四項第一号の  
基準に適合することを確認した当該認定に  
係る航空機の装備品等

三 第二十条第一項第七号の能力について同  
項の認定を受けた者が、当該認定に係る修  
理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定  
めるところにより、第十条第四項第一号の  
基準に適合することを確認した装備品等

四 その他国土交通省令で定める装備品等

「第十七条第一項中「第十八条の予備品證明を  
号から第八号まで」に改め、同条第四号中「百  
三十二条の二第六号」を「百三十二条の二第十  
号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第五号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第四号と  
「百三十二条の二第九号」に改め、同号を同条第四号と  
し、同条第二号の次に次の一号を加える。

「百四十三条第二号中「第十六条第一項」を  
「第十七条第一項」に改め、「同条第一項又は第二項」  
を「同項又は同条第一項」に改める。

「百四十三条の二中「一」を「いずれかに」に  
改め、同条第二号中「第十六条第二項」を「第十  
号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第四号」の規定に違反し  
交通管制区内の特別管制空域における航空機  
の飛行に影響を及ぼすおそれのある口ケット  
の打上げその他の行為(物件の設置及び植栽  
を除く)で国土交通省令で定めるものをして  
はならない。ただし、国土交通大臣が、当該  
行為について、航空機の飛行に影響を及ぼす  
おそれがないものであると認め、又は公益上  
必要やむを得ず、かつ、一時的なものである  
と認めて許可をした場合は、この限りでな  
い。

「百四十五条の二第二号中「第二十条第五項」  
を「第二十条第六項」に改める。  
「百四十五条の三第一号中「第十三条の三第三  
項」を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十五条の五第一項」を「第十三条の五第一項」  
を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十八条の三第一号中「第十三条の三第三  
項」を「第十四条の三第一項」に改める。  
「百四十八条の二の次に次の一条を加える。  
(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業  
務を行う罪)

号から第八号まで」に改め、同条第四号中「百  
三十二条の二第六号」を「百三十二条の二第十  
号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三  
号中「百三十二条の二第五号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第四号と  
「百三十二条の二第九号」に改め、同号を同条第四号と  
し、同条第二号の次に次の一号を加える。

「百三十二条の二第五号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第四号と  
「百三十二条の二第九号」に改め、同号を同条第四号と  
し、同条第二号の次に次の一号を加える。

「百三十二条の二第五号」を「百三十二  
号」に改め、同号を同条第四号と  
「百三十二条の二第九号」に改め、同号を同条第四号と  
し、同条第二号の次に次の一号を加える。

規定による報告をせず、又は虚偽の報告を  
した者  
「百六十一條中「一」を「いずれかに」に改  
め、同条第三号中「第九十九条の二第二項」を  
「第百三十二条の三第二項」に改める。

第二条 航空法の一部を次のように改正する。  
第十条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に  
改め、同条第五項第五号中「装備品を」を「装備  
品等(航空機の装備品及び部品をいう。以下同  
じ)を」に、「装備品」を「装備品等に」に改め  
る。

第一条 航空法の一部を次のように改正する。  
第十条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に  
改め、「装備品」を「装備品等に」に改め  
る。



(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条改正前航空法第九十九条の二第一項ただし書の規定により受けた許可は、第一条改正後航空法第一百三十四条の三第一項ただし書の規定により受けた許可とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている第一条改正前航空法第九十九条の二第一項ただし書の規定による許可の申請は、第一条改正後航空法第一百三十四条の三第一項ただし書の規定による許可の申請とみなす。

(使用者の整備及び改造の義務に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の航空法(以下「第二条改正前航空法」という。)第二十条第一項第二号、第六号又は第七号の能力について同項の認定を受けた者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。前においても装備品等第二条の規定による改正後の航空法(以下「第二条改正後航空法」という。)第十条第五項第五号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)について、それぞれ第二条改正後航空法第十六条第二項第二号、第一号又は第三号の確認に相当する確認(次項においてそれぞれ「第一号相当確認」、「第一号相当確認又は第三号相当確認」という。)を行うことができる。

2 一部施行日において現に第一号相当確認、第二号相当確認又は第三号相当確認(次項及び附則第十四条において「第一号相当確認等」といふ)を受けている装備品等は、それぞれ第二条改正後航空法第十六条第二項第一号、第二号又は第三号の確認を受けた装備品等とみなす。

3 第一号相当確認等の方法その他第一号相当確

認等に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第五条 耐空証明のある航空機の使用者は、第二条改正後航空法第十六条第二項の規定にかかわらず、次に掲げるものを当該航空機に装備することができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に耐空証明を受けている航空機に装備されている装備品等(当該航空機に引き続き装備される場合に限る。)

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に第二条改正前航空法第十八条第一項の規定による予備品証明(同条第三項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)を受けている装備品

(事業場の認定に関する経過措置)

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条改正前航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力について同項の規定により受けた認定は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ第二条改正後航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にされている第二条改正前航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等においてまだ当該事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されていないものについても適用する。

第八条 附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法及び運輸安全委員会設置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正)

第十三条 附則第一条第二項各号のいずれかに該当する装備品等に改める。

(航空機製造事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 航空機製造事業法第二条の七第一項に規定する許可事業者又は同法第三条第三項に規定する届出事業者は、前条の規定による改正後の航空機製造事業法第十三条の規定にかかるらず、第二条改正前航空法第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品又は第一号相当確認等を受けた装備品等を、航空機の製造又は修理に用いることができる。

(自衛隊法の一部改正)

第十五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改訂する。

第七百七条第一項中「百三十二条の二」を「百三十二条の二第五号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第九十九条の二第一項」を「第一百三十四条の三第一項」に改め、同条第五項中「因る」を「よる」に改める。

(成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第十六条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改訂する。

第七条 第三条の規定による改正後の運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した第三条の規定による改正前の運輸安全全

当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第十二条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改訂する。

第十三条 中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十四条 附則第一条第二号及び第三号を「第十八条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただしく」に改める。

第十五条 附則第一条第二号及び第三号を「第十八条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただしく」に改める。



「次項」とあるのは「以下」の条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転歴証明書」と読み替えるものとする。

第六条中「通知をし」の下に「第一百四条の第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転歴証明書を交付し」を加える。

第一百十二条第一項中「第一百四条の四第六項」の下に「(第一百五条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百十七条の四第一号の次に次の一号を加える。

「一の二 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百八条第二項中「禁錮」を「禁錮」に改め(該当する者を除く。)

第一百九条第一項第二号の二中、「第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第一百九条第一項第二号の二を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「、第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第一百九条第一項第二号の二を「第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正す  
る。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条の二」に改める。

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三条の二 自動運行装置 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置

をいう。

第二条第一項第十七号中「こと」の下に「(自動運行装置を使用する場合を含む。)」を加える。

第五十一条第二十一項中「(昭和二十六年法律第六十五条号)」を削る。

第六十二条中「道路運送車両法」を「同法」に改め、「次条第一項」の下に及び第七十一条の四の二第二項第一号」を加える。

第六十三条第一項中「書類」の下に「及び作動状態記録装置(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三条の二の二において同じ。)により記録された記録」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができるとときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当該措置を求めることができる。

第六十三条第四項中「はりつけなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条第七項中「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条の付記中「第一項に」を「第一項前段に」に改め。

第三章第十一節中第六十三条の二の次に次の二条を加える。

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の一の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者は運転者は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

(罰則) 第百十九条第一項第七号の二、第一百二十三条の四の次に次の一条を加える。

自動運行装置を備えている自動車の運転者は、自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等

第七十二条の四の二 自動運行装置を備えている自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等

第七十二条の四の二の二 同じ。次項第一号において同じ。)を満たさない場合においては、当該自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第一号において同じ。)を満たさない場合は、当該自動運行装置を備えている自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

第一百八条第一項第三号の二の罪に当たる行為		五百円	
大型自動車等	五万円	大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千円	普通自動車等	四万円
小型特殊自動車等	三千円	小型特殊自動車等	一万円
に、「から		に、「から	
第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる		一万円	
行為		一万円	

第十一号まで」を「第十一号」に改める。





官 報 (号 外)

平成三十一年四月十二日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

大沼みすほ君	金子原二郎君	太田房江君
佐藤啓君	酒井庸行君	北村経夫君
自見はなこ君	古賀友一郎君	岡田広君
島村大君	未松信介君	そのだ修光君
滝沢求君	武見敬三君	高野光二郎君
徳茂雅之君	鶴保庸介君	中野正志君
中泉松司君	中曾根弘文君	二之湯智君
中西哲君	西田昌司君	長谷川岳君
野村哲郎君	橋本聖子君	平野達男君
藤井基之君	藤木真也君	舞立俊治君
眞也君	るい君	昇治君
祥史君	珠代君	亨君

大野	泰正君	片山さつき君
岡田	直樹君	木村 義雄君
こやり 隆史君		
上月	良祐君	佐藤 正久君
山東	昭子君	
島田	三郎君	進藤金日子君
関口	昌一君	進藤金日子君
高橋	克法君	濱波 宏文君
豊田	俊郎君	柘植 芳文君
中川	雅治君	堂故 茂君
中西	健治君	高階恵美子君
中西	祐介君	高階恵美子君
長峯	誠君	関口 昌一君
馬場	成志君	島田 三郎君
羽生田	俊君	進藤金日子君
野上浩太郎君		
二之湯武史君		
林	芳正君	佐藤 正久君
福岡	資麿君	木村 義雄君
藤川	政人君	片山さつき君
藤末	健三君	岡田 直樹君
堀井	巖君	こやり 隆史君
牧野	たかお君	上月 良祐君
松下	新平君	山東 昭子君
丸山	政司君	島田 三郎君
三原	じゅん子君	関口 昌一君

三宅	伸吾君	元榮太一郎君	宮島	溝手	森屋	喜文君
山崎	正昭君	顯正君	山崎	修路君	山田	宏君
山谷えり子君	山谷えり子君	山田	順三君	山本	渡辺	猛之君
山本	順三君	山本	相原久美子君	渡辺	相原久美子君	相原久美子君
石橋	通宏君	小川	小川	杉尾	風間	石橋
川田	勝也君	川田	直樹君	長浜	直樹君	通宏君
斎藤	嘉隆君	斎藤	龍平君	福島みづほ君	福島みづほ君	嘉隆君
藤田	幸久君	藤田	秀哉君	白	秀哉君	秀哉君
牧山	ひろえ君	博行君	伊藤	真穂君	伊藤	伊藤
宮沢	由佳君	大塚	孝典君	大塚	孝典君	孝典君
蓮	舫君	磯崎	耕平君	川合	哲史君	哲史君
足立	信也君	伊藤	伊藤	小林	正夫君	正夫君
藤田	幸久君	孝恵君	孝恵君	櫻井	充君	充君
福島	みづほ君	博行君	大塚	羽田雄一郎君	浜野喜史君	田名部匡代君
由佳君	由佳君	大塚	大塚	増子輝彦君	増子輝彦君	増子輝彦君

水落	敏栄君	宮沢	洋一君	柳本	卓治君	森	まさこ君
宮本	周司君	山下	雄平君	山田	宏君	山下	まさこ君
宮本	周司君	山本	一太君	山本	一太君	山本	まさこ君
和田	政宗君	渡邊	美樹君	有田	芳生君	江崎	孝君
渡邊	美樹君	有田	芳生君	江崎	孝君	小川	敏夫君
小西	洋之君	芝	博一君	神本	美恵子君	神本	美恵子君
小西	洋之君	芝	博一君	難波	獎二君	難波	獎二君
鉢呂	吉雄君	福山	哲郎君	鉢呂	吉雄君	鉢呂	吉雄君
真山	第一君	又市	征治君	吉川	沙織君	吉川	沙織君
福山	哲郎君	又市	征治君	アント	二猪木君	アント	二猪木君
那谷屋正義君	那谷屋正義君	真山	第一君	青木	愛君	青木	愛君
難波	獎二君	福山	哲郎君	石上	俊雄君	石上	俊雄君
神本	美恵子君	又市	征治君	大島	九州男君	大島	九州男君
神本	美恵子君	又市	征治君	大野	元裕君	大野	元裕君
難波	獎二君	又市	征治君	木戸口	英司君	木戸口	英司君
那谷屋正義君	那谷屋正義君	又市	征治君	森	ユウコ君	森	ユウコ君
難波	獎二君	又市	征治君	浜口	誠君	浜口	エリ君
神本	美恵子君	又市	征治君	舟山	康江君	舟山	康江君
神本	美恵子君	又市	征治君	德永	柳葉賀津也君	柳葉賀津也君	柳葉賀津也君
難波	獎二君	又市	征治君	柳葉賀津也君	柳葉賀津也君	柳葉賀津也君	柳葉賀津也君

反对者氏名

森本	真治君	柳田	稔君	伊藤	孝江君	熊野	正士君	魚住裕	一郎君	高瀬	弘美君	竹谷	とし子君	新妻	秀規君	浜田	昌良君	三浦	信祐君	矢倉	克夫君	山本	香苗君	横山	信一君	横山	均君	片山	大介君	石井	浅田	片山	大介君	山口	和之君	清水	貴之君	中山	恭子君	儀間	光男君	儀間	光男君	山口	和之君	藻師等	みよし君	糸数	慶子君	渡辺	喜美君	井上	哲士君	岩渕	友君	小池	晃君	辰巳孝太郎君	大門実紀史君	山下	芳生君
----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	--------	--------	----	-----

一四名

矢田わか子君	佐々木さやか君	河野
秋野	久武君	杉
市田	忠義君	竹内
紙	智子君	宮崎
倉林	明子君	谷合
田村	智子君	西田
武田	良介君	平木
仁比	拓君	大作君
山添	平吉君	山口那津男君

(内閣提出)  
日程第三

道器不違

一  
卷之三

卷之三

### 日程第三 首路交通法の一郡主教王する去津案

足立	敏之君
青木	一彦君
赤池	誠章君
有村	治子君
井原	巧君
石井	浩郎君
石井	みどり君
磯崎	仁彥君
猪口	邦子君
岩井	茂樹君
上野	通子君
大家	敏志君
大野	泰正君
衛藤	晟一君
岡田	直樹君
小野田	紀美君
木村	義雄君
こやり	隆史君
片山	さつき君
木村	良祐君
佐藤	正久君
島田	昭子君
山東	三郎君
進藤	金日子君
关口	昌一君
高階	恵美子君
豊田	柘植
堂故	高橋
中川	滝波
雅治君	克法君
豊田	俊郎君
柘植	芳文君
茂君	茂君

改正する法律案  
二二五名  
阿達 雅志君  
青山 繁晴君  
朝日健太郎君  
井上 義行君  
石井 準一君  
石井 正弘君  
石田 昌宏君  
磯崎 輝輔君  
今井繪理子君  
宇都 隆史君  
江島 潔君  
小川 克巳君  
尾辻 秀久君  
大沼みづほ君  
太田 房江君  
岡田 広君  
金子原二郎君  
北村 経夫君  
佐藤 啓君  
酒井 庸行君  
自見はなこ君  
島村 大君君  
古賀友一郎君  
未松 信介君  
高野光二郎君  
そのだ修光君  
滝沢 求君  
武見 敬三君  
鶴保 廣介君  
徳茂 雅之君  
中泉 松司君  
中曾根弘文君

平成三十一年四月十二日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

白	長峯	中西	二之湯武史君
長浜	羽生田	野上浩太郎君	祐介君
杉尾	福岡	藤川	健治君
斎藤	芳正君	藤末	誠君
川田	資麿君	堀井	祐介君
風間	政人君	牧野	成志君
渡辺	健三君	たかお君	馬場
相原久美子君	巖君	松下	芳正君
石橋	和也君	新平君	林
小川	雄平君	敏栄君	芳正君
勝也君	宏君	洋一君	松山
直樹君	卓治君	宮沢	政司君
博行君	まさご君	柳本	丸山
眞勲君	まさご君	森	和也君
	まさご君	宮本	周司君

中野	正志君	哲君
二之湯	智君	
西田	昌司君	
長谷川	哲郎君	
野村	岳君	
橋本	聖子君	
平野	達男君	
藤井	基之君	
藤木	眞也君	
古川	俊治君	
舞立	昇治君	
松川	るい君	
松村	祥史君	
丸川	珠代君	
三木	亨君	
三宅	伸吾君	
溝手	顯正君	
宮島	喜文君	
元榮太一郎君		
森屋	宏君	
山田	修路君	
山崎	正昭君	
山谷えり子君		
和田	政宗君	
有田	芳生君	
渡邊	美樹君	
江崎	孝君	
小川	敏夫君	
神本美恵子君		
小西	洋之君	
芝	博一君	
難波	獎二君	
鉢呂		
吉雄君		
那谷屋正義君		

福島みづほ君	藤田幸久君	牧山ひろえ君	宮沢由佳君
足立信也君	伊藤孝恵君	磯崎哲史君	川合耕平君
大塚孝典君	小林正夫君	櫻井充君	田名部匡代君
羽田雄一郎君	森本真治君	増子輝彦君	浜野喜史君
柳田稔君	伊藤孝江君	魚住裕一郎君	熊野正士君
里見隆治君	高瀬弘美君	竹谷とし子君	新妻秀規君
浜田昌良君	山本香苗君	信祐君	三浦克夫君
横山均君	石井信一君	均君	片山章君
浅田貴之君	儀間光男君	大介君	清水貴之君

反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	藤巻 健史君
岩渕 友君	紙 智子君	室井 邦彦君	伊波 洋一君
吉良 よし子君	倉林 明子君	成文君	郡司 彰君
小池 晃君	田村 智子君	和之君	平山佐知子君
大門 実紀史君	武田 良介君	恭子君	喜美君
辰巳 孝太郎君	仁比 聰平君	寺みちよ君	渡辺 嘉美君
山下 芳生君	山添 拓君	慶子君	
足立 敏之君	阿達 雅志君		
愛知 治郎君	青木 一彦君		
青山 繁晴君	赤池 誠章君		
朝日 健太郎君	有村 治子君		
井上 義行君	井原 巧君		
石井 準一君	石井 浩郎君		
石井 正弘君	石井 みどり君		
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君		
磯崎 陽輔君	邦子君		
今井 紘理子君	岩井 茂樹君		
宇都 隆史君	上野 通子君		
江島 潔君			
小川 克巳君			
尾辻 秀久君			
大沼 みづほ君			
太田 房江君			
岡田 直樹君			

岡田	廣君	金子原二郎君
北村	経夫君	古賀友一郎君
佐藤	啓君	酒井 庸行君
島村	大君	自見はなこ君
末松	信介君	そのだ修光君
高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君
中曾根弘文君	鶴保 康介君	徳茂 雅之君
長谷川 岳君	松司君	中泉 松司君
西田 昌司君	西田 正志君	中野 中西 哲君
橋本 聖子君	平野 達男君	長谷川 幸也君
野村 哲郎君	藤井 基之君	藤木 眞也君
古川 遼治君	舞立 俊治君	平野 達男君
松川 祥史君	るい君	古川 遼治君
丸川 珠代君	享君	松村 伸吾君
三宅 顕正君		三宅 伸吾君

官 報 (号 外)

平成三十一年四月十二日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年三月十九日

参議院議長 伊達 忠一 殿 真山 勇一

　　外国の裁判所における「共同親権」判決に関する質問主意書

双方又は一方が日本国籍を有する夫婦が外国の裁判所において離婚調停を申し立て、あるいは裁判を提起することは可能である。その夫婦に子がおり、親権や養育計画等の判断が必要となる場合には、その準拠法が当該外国のものであり、かつ、国際裁判管轄が当該外国の裁判所に認められるときには、当該外国の裁判所が当該外国の法制度に準拠して判断することとなる。

二 双方又は一方が日本国籍を持ち、かつ、子を持つ夫婦が外国の裁判所で離婚調停を申し立て、あるいは裁判を提起し、判決等を得た場合、民事訴訟法第百八十八条の要件を満たしていれば、当該判決等は日本国内で効力を有するものと政府は認識するか。

二 我が國以外の先進国のはば全てが、離婚後も父母が共に親権者となることを認める、いわゆる「共同親権」制度を採用している。そのため、外国の裁判所における離婚調停あるいは裁判では、双方又は一方が日本国籍を有する夫婦に対して、離婚後の子の「共同親権」を認める事例も多いと聞く。政府はその事実を把握しているか。把握しているならば、過去十年間における件数を答えられたい。

三 外国の裁判所において「共同親権」の判決等を受けた、双方又は一方が日本国籍を有する離婚

した夫婦及びその子は、我が国の戸籍にどのように記載されるか。

四 外国法に準拠して「共同親権」となった離婚した夫婦及びその子らが日本国内に居住することは、我が国の家族法の法体系と整合すると政府は認識するか。

五 外国法に準拠して「共同親権」となった離婚した夫婦及びその子らが日本国内に居住する事が我が国の実態として既にあるのであれば、政府はこれを前提として、家族や親子に関する行政の在り方を整備し直すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員真山勇一君提出外国の裁判所における「共同親権」判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

参議院議員真山勇一君提出外国の裁判所における「共同親権」判決に関する質問に対する答弁書

二について

御指摘の「判決等」については、これが、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百八十八条の「確定判決」であり、かつ、同条各号に掲げる要件の全てを具備する場合には、我が国においても効力を有する。

二について

## 三について

御指摘の「判決等」が、民事訴訟法第百八十八条の「確定判決」であり、かつ、同条各号に掲げる要件の全てを具備する場合には、御指摘の「その子」に係る戸籍に御指摘の「夫婦」が親権者として定められた旨が記載される。

## 四及び五について

お尋ねの「我が国の家族法の法体系と整合する」及び「家族や親子に関する行政の在り方を整備し直す」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

〔拉致〕の定義等に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成三十一年三月二十日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

〔拉致〕の定義等に関する再質問主意書  
私が、平成三十一年一月二十八日付けで提出した「拉致」の定義等に関する質問主意書（第百九十八回国会質問第二号）に対する政府答弁書（内閣参質一九八第二号。以下「先の答弁書」とする）を踏まえ、再度、質問いたします。

一 政府は、先の答弁書において、「拉致とは、北朝鮮当局により、日本国内外において、本人の意思に反して行われた、主として所在国外移送目的略取及び誘拐（刑法明治四十年法律第四十五号）第二百二十六条）その他の刑法上の略取及び誘拐に相当する行為をいう」としています。政府は、平成十四年十月十五日に帰国した五人の拉致被害者に対し、先の答弁書において述

## 平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出「拉致」の定義等に関する再質問に対する答弁書

## 三六

がどのように改正されるのか等が国民に分かりづらくなり、適切な情報公開とはならないおそれもある。東ね法案はこのような問題点を有するため、政府は、東ね法案の国会提出に当つては、東ねの必要性等について説明責任を十全に果たすべきである。

以上を踏まえ、政府が今国会に提出した法律案のうち、厚生労働省関連の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第二二五号。以下「健康保険法等東ね法案」という）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第三八号。以下「女性活躍推進法等東ね法案」という）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第五四号。以下「薬機法等東ね法案」という。）の三本の東ね法案について、以下質問する。

一 政府は、私が提出した「東ね法案に関する質問主意書」（第百九回国会質問第三三三号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第三三三号）において、東ね法案を国会に提出する場合の基準を述べている。すなわち、「法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作つていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができる」としている。この基準にある「法案に盛られた政策が統一的なもの」について、政府は「政策が統一的なもの」に当たるかどうかをどのように判断しているのか明らかにされたい。

二 健康保険法等東ね法案の主な内容は、（1）保険者間で被保険者資格の情報の一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の

四 この方針には、「拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく」とあります。拉致に関する真相究明には、帰国した拉致被害者からの事情聴取は不可避であると考えるものですが、この点について政府の見解をお伺いします。

五 この方針には、「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず」とあります。政府は、日本の帰國を希望せず北朝鮮へ引き続き留まりた

い旨を表明した拉致被害者に対して、前記の行為の関係者として、拉致に関する真相究明のために事情聴取はされないのでですか。

五 この方針にある「全ての拉致被害者は」は、可能

性としていながら、残念ながら全員が生存しているとは限りません。この場合、死亡が判明した拉致被害者の家族及び親族が、北朝鮮を相手取つて損害賠償請求を行ふことは可能です

か。

五 この方針にある「全ての拉致被害者は」は、可能

性としていながら、残念ながら全員が生存しているとは限りません。この場合、死亡が判明した拉致被害者の家族及び親族が、北朝鮮を相手取つて損害賠償請求を行ふことは可能です

か。

## 平成三十一年三月二十五日

厚生労働省関連の東ね法案に関する質問主意書

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出「厚生労働省関連の東ね法案に関する質問主意書」

## 三七

がどのように改正されるのか等が国民に分かりづらくなり、適切な情報公開とはならないおそれもある。東ね法案はこのような問題点を有するため、政府は、東ね法案の国会提出に当つては、東ねの必要性等について説明責任を十全に果たすべきである。

以上を踏まえ、政府が今国会に提出した法律案のうち、厚生労働省関連の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第二二五号。以下「健康保険法等東ね法案」という）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第三八号。以下「女性活躍推進法等東ね法案」という）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第五四号。以下「薬機法等東ね法案」という。）の三本の東ね法案について、以下質問する。

一 政府は、私が提出した「東ね法案に関する質問主意書」（第百九回国会質問第三三三号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第三三三号）において、東ね法案を国会に提出する場合の基準を述べている。すなわち、「法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作つていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができる」としている。この基準にある「法案に盛られた政策が統一的なもの」について、政府は「政策が統一的なもの」に当たるかどうかをどのように判断しているのか明らかにされたい。

二 健康保険法等東ね法案の主な内容は、（1）保険者間で被保険者資格の情報の一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の

創設、(2)医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連絡解析及び提供に関する仕組みの創設、(3)市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一括して実施する枠組みの構築、(4)被扶養者の要件の適正化、(5)社会保険診療報酬支払基金の組織改革である。この(1)から(5)の各政策はそれぞれ背景が異なり、牽連性も弱いようと考えるが、各政策が互いにどのような関係にあるため前記一の基準に「政策が統一的なもの」に当たると政府は判断しているのか、具体的に説明されたい。

### 三 健康保険法等東ね法案は題名及び理由に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために」と掲げているが、政府の政策は、通常、あ

る制度を現状より適正かつ効率的なものにするために企図されるはずであり、その政策を実現するための法案の趣旨・目的は、当然、その制

度の適正かつ効率的な運営を図ることにあるはずである。健康保険法等東ね法案について、前記二の(1)から(5)の各政策内容の関係性では

なく、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図る」という点をもつて、「政策が統一的なもの」であり前記一の基準を満たすことになると

政府が判断しているのであれば、医療保険制度に関わる政策を実現するための法案はどのような内容であっても「一つの改正法案として提案することができる」とことになってしまふのではないか。これでは「政策が統一的なもの」という基準は有名無実化し、適切ではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

### 四 健康保険法等東ね法案には、国民年金法の一部改正が含まれるが、同法改正の何が健康保険法等東ね法案の題名及び理由として掲げられた

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために」に当たるのか明らかにされたい。

五 女性活躍推進法等東ね法案は、「女性活躍の推進」と「ハラスメント対策の強化」という二つの政策の実現を内容としているが、前者を実現するための女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正にはハラスメント対策を強化する内容は含まれておらず、また、後者を実現するための各法律の一部改正は必ずしも女性へのハラスメントだけを対策強化の対象とするものではない。両政策が互いにどのような関係にあるため前記一の基準に「政策が統一的なもの」に当たると政府は判断しているのか、具体的に説明されたい。

### 六 女性活躍推進法等東ね法案の題名からは、そ

の内容にハラスメント対策の強化が含まれることを知ることができない。改正内容の二つの柱

のうちの一つが題名から分からぬといふこと

は、国民の知る権利の保障や情報開示の観点か

ら望ましいことではないと考えるが、政府の見

解を示されたい。

右質問する。

平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出厚生労働省関連の東ね法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出厚生労働省関連の東ね法案に関する質問に対する答弁書

参議院議員吉川沙織君提出厚生労働省関連の東ね法案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政策が統一的なもの」に当たるかどうかについては、個々の法案に盛られる政策の内容に応じて判断されるものであると考えてい

る。

二から四までについて

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、健康保険法等の一部を改正する法律案(以下「健康保険法等改正法案」という)は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を実現するため、保険者事務の適正な実施、予防・健康づくりに資する保健事業の充実及び良質な医療の効率的な提供のために必要な措置を講ずるもの

性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設、虚偽・誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置、薬剤師による継続的服薬指導の義務化、承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度の創設等の措置を講ずる必要がある」とあるが、覚せい剤取締法、麻薬取締法及び血液法の改正内容はこの理由のどれに当たるのか、それぞれ明らかにされたい。

かにされたい。

右質問する。

平成三十一年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出厚生労働省関連の東ね法案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政策が統一的なもの」に当たるかど

うかについては、個々の法案に盛られる政策の

内容に応じて判断されるものであると考えてい

る。

二から四までについて

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、健康保険法等の一部を改正する法律案(以下「健康保険法等改正法案」という)は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を実現するため、保険者事務の適正な実施、予防・健康づくりに資する保健事業の充実及び良質な医療の効率的な提供のために必要な措置を講ずるもの

である。具体的な改正内容としては、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「健保法」という)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号。以下「国保法」という)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高確法」という)の改正により、被保険者番号を個人単位化し、電子資格確認による被保険者資格確認の仕組みを導入すること

で、資格確認の効率化を図ること、健保法、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)、国保法、高確法及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の改正により、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報について、連絡して解析し、地方公共団体、研究機関等の幅広い主体に提供するための枠組みを設け、保健事業の効率化を図ること等を盛り込んでいる。また、お尋ねの「国民年金法の一

部改正」については、国民年金第三号被保険者の認定は健康保険の被扶養者の認定と一緒に実行しており、健康保険法等改正法案で設ける国

内居住要件に係る認定も一括して行っていく必要があることから、これにより、医療保険制度の適正かつ効率的な運営に資するものであると考えている。このため、健康保険法等改正法案に盛られた政策は統一的なものであると考えている。

五について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「女性活躍推進法等改正法案」という)は、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、各企業が、当該企業における課題を踏まえて最適な雇用管理の改善のための取組を主体的に講じることを促進する仕組みを整備し、これらの労働者がその能力を十分に發揮で



平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出包括委任規定を設けようとする内閣提出法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出包括委任規定を設けようとする内閣提出法律案に関する質問に対する答弁書

## 一について

平成三十一年三月二十七日現在で、第百九十八回国会に提出した法律案であつて、御指摘の①「この法律に定める(又は「規定する」)もののはか(又は「外」)、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める」又は②「この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律の実施(又は「施行」)に関する必要な事項は、命令で定める」との規定を新たに設けることとしているものをそれぞれお示しすると、次のとおりであり、その数は三である。

また、同日現在で、第百九十八回国会に提出した法律案であつて、「この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律を実施するため(に)必要な事項は、命令で定める又は「この法律に定める(又は「規定する」)もののはか(又は「外」)、この法律(又は「節」)の規定の実施に関する必要な事項は、命令で定める」との規定を新たに設けることとしているものは存在しない。

①の規定  
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案第四十三  
条

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情

四月十日議長において、左のとおり議席を変更した。  
〔参照〕

九一	牧野たかお君
一〇七	宮島喜文君
一五四	元榮太一郎君
一八四	塙田一郎君

正する法律案第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第十九条

## (2)の規定

大学等における修学の支援に関する法律案第十八条

## 二について

お尋ねの「内閣が今国会に提出した法律案の件数に占める前記一の件数の割合」は、平成三十一年三月二十七日現在で、約五・四パーセントである。

また、お尋ねの「両割合に対する評価」については、その意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、個別の法律において、実施命令(法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令をいう。以下同じ。)の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けるかどうかについてに判断されるものであり、御指摘の「割合」が何らかの意味を持つものとは考えていない。

## 三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、個別の法律において実施命令の根拠規定を設けるかどうかやその規定の内容については、当該個別の法律の具体的な内容に応じて適切に判断している。

官 報 (号 外)

平成三十一年四月十二日

参議院会議録第十二号

四〇

明治二十五年三月三十一日  
郵便物認可

発行所
二東京一○番五号港區虎ノ門四丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03(3597)4294
定価
本号一部 二三六円